

令和3年第3回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和3年9月16日（木曜日）

◎出席委員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 請 願 第 1 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつ
による農作物被害対策を求める請願書（総務産業常任委員
会）＜ P 3 ＞
- 日程第 2 一般質問＜ P 3 ～ P 5 2 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

4番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

9月10日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、9月16日は、最初に総務産業常任委員会に付託し、休会中の審査となっております、請願第1号について審査報告を受け審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 請願第1号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、請願第1号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第1号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番高橋健一君。

（7番高橋健一君 登壇）

○7番（高橋健一君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

質問事項。

コロナ感染症対策の肝であるワクチン接種について。

2020年1月16日、国内で初めて、武漢への渡航歴のある男性からコロナウイルスの感染が確認されました。それからちょうど1年8か月が経過しましたが、感染症が収まるどころか、地方まで感染が拡大して、我々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。

感染症対策の肝はやはりワクチン接種の徹底だと思います。そこで質問です。

1、足寄町のワクチン接種状況、接種率についてお伺いいたします。（ワクチン総接種数、高齢者、65歳未満、12歳～18歳の接種数、接種率等）

2番目、コロナワクチンの2回の接種完了はいつか。また、コロナ禍はいつ頃終息すると思うか。

3番目、ワクチンの需要は増すばかりですが、ワクチンの供給は足りているか。

4、町内でワクチン接種による激しいアレルギー、イコール、アナフィラキシーなどの副反応は報告はないか。

5、一人暮らしで足が不自由などが原因で接種会場に来ることが大変な人たちに、どのような便宜を図っているか。

6番、コロナ感染は今や児童や幼児にまで広がっています。12歳未満の子供たちへのワクチン接種は考えているか。

7番、若者の間で、副反応を恐れてワクチン接種を拒否する動きがあるが、町はこのような動きにどう対処していくか。

8番、ワクチンを2回打っても感染が防げないブレークスルー感染が問題になっています。時間がたてば当然ワクチンの効果は低下していきます。そこで必要なのは3回目の接種だと思いますが、町の考え方を伺いたい。

9番、コロナウイルスはなかなか手ごわい敵で、変異を繰り返し、感染拡大に歯止めがかかりません。この感染症に町はどのように対抗していくのか、町長の見解をお伺いしたい。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋健一議員の「コロナ感染症対策の肝であるワクチン接種について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の足寄町のワクチン接種状況、接種率についてですが、新型コロナワクチンの接種状況としましては、国のワクチン接種記録システムに入力されているデータを基に9月12日までの接種済み人数を算出しますと、ワクチンを1回以上接種した町民は5,313人で、そのうち65歳以上の高齢者は2,488人、65歳未満が2,825人、2回接種済みは4,628人で、そのうち65歳以上の高齢者は2,443人、65歳未満が2,185人となっております。また、12歳以上19歳以下の接種数は、1回以上接種した町民が351人、そのうち

2回接種済みは202人です。

国が公表する接種率は令和3年1月1日の住民基本台帳人口を用いて算出していることから、本町の接種率を同様に算出しますと、1回以上接種済みは79.5%、2回接種済みは69.2%、そのうち65歳以上については1回以上接種済み93.4%、2回接種済み91.7%となります。また、12歳以上19歳以下の接種率は、1回以上接種済み77.7%、2回接種済み44.7%となっております。なお、御質問では12歳から18歳の接種数等となっておりますが、国のワクチン接種記録システムのデータは5歳刻みのため、19歳以下のデータとなりますので御了承願ひします。

2点目のコロナワクチンの2回の接種完了及びコロナ禍の終息の時期についてですが、本町の集中的に接種を行う時期は、医療機関で行う個別接種に関しては9月18日、また町民センターで行う集団接種に関しては9月26日にそれぞれ2回目の接種が一旦終了となります。

今後につきましては、事情により接種を完了していない方や9月以降に12歳の誕生日を迎える方の接種を9月末から開始し、国で定めたワクチンの接種期間である令和4年2月までに7回の接種日を設定し、接種を希望する方全員が接種できるように対応してまいります。

接種日程と接種場所ですが、第1回目を9月26日の集団接種に合わせて実施し、それ以降は国保病院においておおむね土曜日に接種を行うこととしており、今後ホームページや新聞折り込みチラシ、自治会回覧等で周知を図ってまいります。

また、コロナ禍の終息の時期に関しては、現状では不明と言わざるを得ませんが、ワクチンには高い効果があると期待しているほか、町民の皆様に感染予防への取組に御協力いただき早期に終息することを願っているところです。

3点目のワクチンの供給状況についてで

すが、本町が集中的に接種を行う9月26日までの接種分及び11月末までの接種見込み分については、現在、必要ワクチン量を確保できている状況です。さらに、それ以降については、必要なワクチンが少量となるため、帯広保健所と道立緑ヶ丘病院の共同運営による十勝ワクチン供給センターから適正な量のワクチンが希望する自治体へ供給される予定となっております。

4点目の町内におけるワクチン接種による激しいアレルギー、イコール、アナフィラキシーなどの副反応の報告については、ワクチン接種の副反応疑いによるアナフィラキシーが1件発生しておりますが、既に治療を終えられており、そのほかには個別対応の必要な健康被害は発生しておりません。

5点目の、一人暮らしで足が不自由などが原因で接種会場に来ることが大変な人たちへの便宜についてですが、一人暮らしで足が不自由な方を含め、接種会場へ行くのが困難な方については、福祉課の保健師等のほか、町内のケアマネジャーや民生委員、医療機関、各種福祉施設などから情報収集し、個々に対応しておりますが、今後も接種を希望される方について常に情報を収集し、対応していきたいと考えております。

6点目の12歳未満の子供たちへのワクチン接種についてですが、コロナワクチンの接種年齢は現在国の基準で12歳以上となっており、今後も基準に従い適正に対応してまいります。

次に、7点目の若者の間で副反応を恐れてワクチン接種を拒否する動きがあるが、町はこのような動きにどう対処していくかについてお答えします。

新型コロナワクチンの接種については、予防接種法において「接種を受けるよう努めなければならない」と規定されておりますが、ワクチン接種に御協力を頂きたいという趣旨であり、接種を受けるかどうかは

あくまでも個人の希望によるものとなっております。

本町においては、接種に当たってワクチンに関する正確な情報を知っていただくために、クーポン券の送付時に合わせてパンフレットを同封し、接種の効果や接種後の副反応などの情報を提供しているほか、専用相談窓口を設置し、相談があった場合はメリット・デメリットを挙げて説明するなど、接種に対する不安の解消に努めております。

8点目の3回目のワクチン接種についてですが、ワクチン接種後、時間の経過に伴う予防効果の低下や感染性の高い変異株の影響などによりブレークスルー感染が起きると言われていることから、政府は免疫の再強化を期待し、3回目の接種について今後専門家等による検討を開始するとのことです。本町としても今後情報収集に努め、必要な対応を図ってまいります。

9点目のコロナウイルス感染症に町はどのように対抗していくのかについてですが、コロナウイルスは大変手ごわくなかなか収まる状況ではありません。本町としましては、ワクチン接種後も町民の皆様にはマスクの着用、小まめな手洗い、3密の回避、定期的な換気など、今までの対策と変わらず実施していただくことが感染を広げないための大切な手段だと考えておりますので、基本的な感染防止について今後も継続して周知を図ってまいります。

今後におきましても、町民の皆様が健康で過ごされるよう、各方面から情報収集を行い、対策をしっかりと行えるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許しません。

7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

コロナ感染症をですね、ギリシャ神話に例えれば、まさにシーシュポスの岩であります。神の罰を受けたシーシュポスが大きな岩を山頂に運び上げる。すると、岩は麓に転げ落ちる。また山頂に運び上げるとまた落ちる。まさにこれの永遠の繰り返しであります。

あのダイヤモンド・プリンセス号の感染が去年の2月、2020年の2月ですから、随分もう日がたって、とうの昔の出来事のように思われますが、あれから状況は少しも変わっていないと。収まるどころかますます感染拡大に拍車がかかっている状況です。我々町民は早く2年前のあの日常を取り戻したい、普通の生活を送りたい、そういうふうを考えている次第であります。

先日の町長の行政報告の中からちょっと質問いたしますけれども、9月7日の町長の行政報告の中で、町の職員の2名の感染が確認されたということですが、この2名はワクチンを受けていなかったのか。そして、無事にもう社会復帰されているのか。蛇足ながらも一つ聞くと、無料で診療が受けられたのか。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） ワクチンを受けていたかどうかという部分についてはですけども、非常に個人情報ですので、なかなか受けていたかどうかというのはよく分かりません。ただ、まだ若い方たちですので、時期的にはまだ受けてなかった可能性はあるのかなというふうに思っています。

それから、その方たちについては、何とか、治療も終わって職場も復帰されているという状況で、治っているという状況です。

それから、治療費についてはこれは国のほうで見ていただける、感染症については見ていただけるということで、それぞれ治療費についてはかかっていないということ

であります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） 接種の有無は分からないということですがけれども、私がかねがね考えていたのですけれども、いつか町長や市長の接種が先に行われて、そして町民が後回しになる、それはけしからんなどという意見もありましたけれども、私に言わせれば、そういうことを言う人がけしからんと思っています。やはり、優先順位は行政マンが先なのではないかと、もちろん医療関係者は多いですけどもね。もしも、例えば役場でクラスターなど起こったら大変なことになる。結局は町民の不利益になるわけですよ。それについて町長は今までどのように思われましたか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今、お話ございましたように、やはりいろいろと住民サービスですとか、それから公共的なサービスを行っていくようなことに関わっている人については、やはりもちろん一般の方たちも早くワクチンを受けたいなというのもありますけれども、やはりそういう方たちが優先的にワクチンを受けることが必要なのではないかというように考えております。ですから、最初に医療関係の皆さん方が受けられ、その後に高齢者の施設の方たちがワクチンを受けられるというようなことになってきています。

本来でいくと、やっぱり首長だとか、それから役場の職員の中でもとりわけ感染症だとか、窓口だとか、そういったところに関わってくるような人たちというのは、なるべく早い段階でワクチンを受けるべきではないのかなというように思っているところでもあります。

今回のコロナの関係でいくと、そういうところがちょっと国のほうでも抜けていた部分がちょっとありましたけれども、もと

もと新型インフルエンザのときにはそういう方たちも先に、そういう方たちをやっぱり優先して受けさせるべきではないかというようなことがありました。ですから、今後についても、もしもワクチンをまたさらに打たなければならないとなったときに、やはりそういう方たちを優先にということとはやはり考えていかなければならないことなのかなというように考えております。

この後どうなっていくのか、まだちょっと全然分かりませんし、3回目という、先ほど御質問もございましたけれども、3回目もまだどうなるのかというのは全く分かりませんので、そのときどうするのかということにまたなってくるのかなというように思いますけれども、今の段階で私の考えるところではやはり先に優先して接種する人たちというのはやっぱりいるのではないかというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） 次はどんどん行政マンの方、優先的にワクチンを受けられるようにしてください。応援いたします。

それから、足寄町のワクチンの接種率、接種数、随分数字がいいのですね。ちょっと前はちょっと心配されて、足寄の接種遅いなというふうな感じもしたのですけれども、全国でやっと50%超えたということですから、はるかに足寄は優秀な成績を収めているのではないかと、そう思っております。本当に役場の関係者とか医療関係者に感謝を申し上げる次第であります。

ということは、これだけ接種率が上がれば大体もうそろそろ自由度を上げてもいいのではないかなと、私は思うのですね。実は私ごとになりますけれども、8月27日の緊急事態宣言が発令されたときに、私はパークゴルフ協会の代表として町長と教育長のところに嘆願書を出させていただきました

した。パークゴルフは安全だし、もう皆さん年寄りでワクチン2回打っているのだから、もう少しパークゴルフ場開放してくれてもいいのではないかということでした。だけれども、見事に却下をされてしまいました。別に町長や教育長が悪いとかそういうことではなくて、非常に細かい説明を受けましたし、非常に納得するものはありました。しかし、ただ我々の仲間からすると、2回のワクチン打っているのだし、これだけワクチンの接種率が多ければもう安全なのではないのかと。どうもその辺が、ではそのワクチンの意味は何なのだと、そういう質問がありまして、その点について町長にちょっと一言お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたけれども、ワクチンには高い効果があるということで期待をしているところであります。

当初、ワクチンがある程度行き渡れば集団免疫だとかができる、ワクチン打ってない人も打っている人も感染が拡大していくということはなくなるのではないかということが言われておりました。以前は6割とか7割ぐらいの人たちが皆さんワクチンを打てばというような、そんなようなことで、私もそういうことになるのだろうなというように思っていましたけれども、今の状況で見ていくと、かなりの率でワクチンを打っている外国でも再度また感染をしていくというような状況がございます。やはりこれはデルタ株だとか、そういう感染力の高い変異株というのがまた新たに出てくるというような状況、そんなことが影響しているのではないかというように思っています。

そういうことを考えてもいますけれども、足寄町においてはかなりの高齢者の方たちも皆さんワクチンを打ってきていますし、先ほども言いましたように90%を超

える方たちが打っていますし、パークゴルフなどでいけば外でやる競技ですので非常に換気というのか何というのか分かりませんが、それとあと何というのかな、人と人との間もきちんと空けることができる、そういう競技だというように思いますので、安心な部分というはあるのかなというように思っています。

帯広ですとか、帯広周辺ですとか、そういったところでもパークゴルフ場についてはオープンさせるというような、そういうことで対応しているところもございました。そういったところも含めて、いろいろ検討はさせていただきましたが、やはりまだまだ心配もあるというような状況。それから、例えばこの近くで足寄町だけがオープンをするということになると、ほかの町からも遊びに来られる方が多くいらっしゃるのではないかとということが想像されるということでもありますので、そんなことも含めて考えたときに、やはり足並みをそろえてみんなでオープンするならオープンしようというところで、意思統一ができて、例えば隣町の本別ですとか陸別もオープンしますよということになったときには足寄町も一緒にみんなでオープンしようということ考えておりました。

緊急事態宣言がまた延長されたということで、ほかの町ではどうなのかなということでちょっとお聞きしたところ、まだまだやっぱりオープンする状況ではないというようなお話もありましたので、足寄町についてもやはりまだオープンはしないでおこうということで、引き続きパークゴルフ場もお休みということにさせていただきました。

今後、やはりお話もありましたように、国の中でも行動を緩和していこうという、そういうことを検討するということが話しされておりますので、今後においてはそういうことが、そういう行動緩和というか、行動の規制を緩和していこうという状況に

またなっていくのかなというように思っています。ですから、そういった部分なども見ながら、今後についてはどうしていくのかと、町内のパークゴルフ場ですとか公共施設ですとか、そういったところの閉めたり開けたりというのをどうしていくのかというのを検討していかなければならないかなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） 一応納得をさせていただきます。できるだけ早く復帰できるように、よろしく願いいたします。

次に福祉関係で、いわゆる高齢者のワクチン接種についてちょっとお尋ねしたいのですが、やはり足寄町はたくさん的高齢者の施設がございますけれども、その人たちはこれだけ接種率が上がっていますから、非常にスムーズに行ったと思うのですけれども、いろいろ福祉施設の中でどのような形で接種が行われたのか。そして、どういう形で無事に終了されたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの高橋議員の質問にお答えします。

高齢者のワクチン接種の関係で、福祉施設での接種の状況ですけれども、5月の初めから優先接種を開始しまして、各大きな施設のほうには各医療機関から国保病院と三意会さんに御協力を頂きまして、訪問をして巡回接種のような形で2回の接種を終わらせております。

また、デイサービスにつきましても、人数がそろって医療機関のほうが対応できる部分については、訪問をして接種をするという形を5月の初めから開始しまして6月の中旬過ぎぐらいまで2回の接種を実施するような形で終わらせております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） それは本当に御苦労さまでした。やはり訪問して接種を受けられるという状態がベストだなと思っていましたので、きちんとやられているということで安心いたしました。

埼玉県の新座市でしたかね、いわゆる高齢者のワクチン接種に付き添ったり、いろいろ便宜を図ったりした人たちに対する報酬のことで何か問題になっていたと。介護職が、いわゆるケアマネさんとかヘルパーさんが予約代行とか会場への送り迎えなどしますよね。それに対して足寄は報酬を出すようなことは考えたのですか。それで、何か新座市はもめて出すとか出さないとかいう記事が出ていましたけれども、そういうことは足寄町はなかったのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

予約代行とか調整とか、そういうことはケアマネさんとかがやってくれていると思いますけれども、通常の介護とかの業務というか、支援ですね、ケアというか、そういう支援の一環としてやってくれているということで、特にそれに関しての業務に対するお礼といいますか、そういうものに対することというのは聞いてはおりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） やはり皆さん善意で成り立ったということですよ。別にお金、取るのではなくて、ケアマネさんとかそういう介護職の方が善意でやっていただいたということで、非常にいい町だと思っております。

次は、若者のワクチン離れ、大体今まで

の高校生とか中学生などを見ていてどうなのでしょうかね。中学校や高校生の反応ですか。積極的にワクチンを受けるような、そういう姿勢があるのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 今現在、12歳から19歳以下の方が1回以上接種している方が77.7%ということで、お子さんそのものというよりは保護者の方が心配されて打つとか打たないとかということ来判断されるのかなというふうには思っておりますけれども、8割近いお子さん、12歳から19歳の方が打っているということで、ワクチンに対する理解をされて打っているというふうに、こちらとしては捉えております。

ワクチンに対して副反応があるというのは報道でもされておりますし、実際私たちも打った後に体調が、発熱があるとか頭痛があるとかというようなことは起きておりますので、そういうような状態というのはうわさといいますか、情報として流れていて、不安はあるのかなと思いますが、それよりも効果があるということを理解いただいたような方が打っているのかなとは思いますが。

ただ、体調ですとか、御本人の意思によって、御本人とか保護者の方がワクチンを接種するというのを判断されて打つということになりますので、実際に打っていない方が、何というのでしょうか、理解されていないかどうかというのはちょっと分からないところです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） やはり全国的に見ても、結構若い人たちが何かワクチン接種にアレルギーを持っていると。やっぱりネットの怪情報みたいのがありまして、そういうのが影響しているのではないかと。

できるだけそういうのを早く払拭して積極的にワクチンを打つように指導されたいのではないかと思いますね。だけれども、残念ながら、副反応でアナフィラキシーがちょっと1件出たということで、やはりなかなかその問題もありますよね。だけれども、ネット情報によると、いわゆる遺伝子に影響を与えると、いろいろな悪さをするという情報ですね。そして若い人は重症化しないのだと、そういうのをうのみにしてしまっている若い世代があるのではないかと思います。

びっくりしたのは、何か電磁波が出て、磁石がくっつくとかという、接種部分に磁石がくっつくなどというわけ分からない怪情報も飛び交っていましたが、意外と若い人たちはそういうのを信じてしまうのではないかと。これからはやっぱりできるだけ若い人たちに啓発というか、科学的な根拠をきっちり与えて、やはり大事なのだよということを教育現場で指導していくということも大事なのではないかと思いますね。

中高生の接種というのは、学校でやるのかそういうことではなくて、やはりどういう形でやられていますか。お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 中高生の接種の関係ですけれども、学校での集団接種ということをおっしゃられましたけれども、学校で集団接種をすると、先ほども言いましたが、接種自体は任意のものになりますし、学校で接種をすると、この子がしてないとかあの子がしてないとか、接種、未接種というところが分かるということもあって、その後の差別にもつながるといってもございまして、そういうような集団接種ということは推奨されているものではないのかなというふうに思っています。なので、足寄町においては、皆さんと同じように病院及び町民センターでの集団接種での対応となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） 分かりました。やはり差別とかそういう問題が出てくるのですね。嫌ですね、そういうのはね。何とかそういうのを払拭したい。もともと心の問題というか、そこから子供たちの情操教育もしていかなければいけないのではないかと、私は思っています。

なかなかこのコロナというのは手ごわいですね、本当にね。デルタ株というのはとんでもないやつで、どんどんどんどん変異を繰り返していくと。さらにまたデルタから違うのに変異して、我々の生活を脅かすということも考えられるのですよね。

今日の新聞でしたかね。尾身会長の話が出ていたのです。どこか行ったかな。ありました。

コロナ対策分科会の尾身茂会長、15日に衆議院厚生労働委員会で新型コロナウイルスの感染についておっしゃっていることです。

「一生懸命ワクチンを接種してもゼロにすることはできない。ウイルスとの闘いは続くのだ」と指摘したのです。その期間については、「正確には神のみぞ知ることですけれども、二、三年プラスかかると思う」とおっしゃっているのです。さらに今度二、三年またマスクして手洗いを続けなければいけないのでしょうか。やはり肝はやっぱりワクチン接種だと思うのですよね。

さらに厳しいのは、第6波来ると、可能性は大いにあるのだということと言われる。最近ちょっと感染が落ちていますが、必ず来るよと。ワクチンで逆に安心感が出てきて感染対策を緩めると、結果的に感染拡大すると指摘されています。緩むことが冬の感染拡大の一番のリスクだということです。また、我々は2年も3年もこれ我慢しなければいけないのでしょうか。非常に残念ですけれども。何か足寄も

一生懸命とにかく尾身先生に逆らうというのではないですけれども、もう足寄で徹底的に先にワクチン接種を続けて、本当に一番先にワクチン接種率1番、安全・安心宣言というものを足寄町に、町長に出してもらいたい。

しかし、ワクチンに関しても絶対ということはないのですよね。ワクチンの効力というのはどんどんどんどん落ちていきますよね。足寄はファイザーでしたか。いろいろワクチンが出ていて、ひとつ残念なのは日本でワクチンが開発されていないということですよね。いろいろなところでワクチンが出ていますよね。アメリカのファイザー、モデルナ、ノババックス、イギリスのアストラゼネカ、中国シノファーム、ロシア、スプートニクVとかね。まだまだたくさんワクチンが開発されています。

しかし、このワクチンも絶対ではなくて、やはりいろいろ新聞、テレビ報道など見ると、ファイザーは6か月で80%以上効力が落ちるのだという指摘もあります。そうするとやはり3回目のブースター接種がどうしても必要になってくるのではないかと。それも急がなくてはいけませんね。だからほかの市町村に先駆けて、足寄が一番乗りして、足寄が安全だよと早く宣言を出していただきたい。相当、尾身先生の話など聞くと、暗たんたる気持ちになりますけれども、何か特効薬とか秘策ですね、足寄町としての秘策はないのか。都会なんかには比べれば足寄はそんなに密ではないですからね。ですから、何か皆さんを納得できるような基準というのがきつとつくれるのではないかと思うのですけれども、町長いかがでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 残念ながら特効薬というのは、このコロナを終息させるための特効薬というのはなかなかないのかなというように思っているところでもあります。

先ほども言いましたけれども、ワクチン

ももともと集団免疫みたいなのができるのではないのかなと期待していたところですが、それもなかなか難しいということみたいです。

コロナのほうもどんどんどんどん変異株というのができてきて、また新しい、今もうデルタ株というのがかなり主流になってきているというか、なっていますけれども、また何かミュー株だとかいろいろな株がまた出てきているというような、そういう報道なども見ますと、やっぱりいつまでも、早く終息しなければ変異株がどんどん出てくるということなのだというように思います。

ですから、やはりなるべく早いうちにこの終息をさせることが一番大事なのだろうというように思いますけれども、なかなかこれは日本だけではなくて、言ってみれば全世界で抑え込まなければ、どこかでやっぱりまた新しいものが出てくると、それが日本にも伝わってきて日本の中でまた蔓延してくるというような形になりますので、なかなか難しいのかなというように思っています。

なかなか特効薬というのはないのですけれども、日本の中でも今ワクチンの開発などもしていますし、それから治療薬も開発を進めています。私が思うのは、やっぱり治療薬ができればまたちょっと状況変わってくるのかなというように思っています。治療薬ができて、例えばインフルエンザのタミフルだとかみたいに、例えばコロナワクチンにかかってもこの薬を飲めば重症化しないだとか治るだとか、今、何と言いましたか、抗体カクテルだとか、何かそういうものもあるみたいですが、そういうものがもっと普及してくれば、また状況変わってくるのではないかというように思っています。

ですから、きちんと終息はできないかもしれないけれども、そういう薬ができれば仮に感染しても重症化しないで治すことが

できると、そういうことになれば少し安心して生活ができるのではないかなというように思っています。ただ、これもいつできるかというのはなかなか、私どもではなかなか見えてこないところです。

そういった意味で、まだいつ終息ができるのか、いつ本当にマスク外したりだとかというのができるのか、そういったのはなかなか見通せないところでありますけれども、いずれにしても今やっぱりやらなければならないのは、基本的な感染予防対策、手洗いですとか、マスク着用だとか、密にならないだとか、換気をするだとかというように、そういうことがやっぱり今大事なことなのかなというように思っています。特効薬がない分、やっぱり自分たち一人一人が気をつけてかからないと、感染しない、それからほかの人に感染させないということをやっぱりしていくしかないのかなというように思っているところであります。

もう少しすると、そういう特効薬みたいなものができてくるのかもしれないけれども、今段階ではなかなか難しい状況なのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） 本当になかなか手ごわいんですね。それでも足寄町のやることとしては、やっぱりしっかりワクチンの量を確保して、やはり3回目の接種に対してしっかり準備しておく。そして、やっぱり小学生とか幼児に関してワクチンを供給できるような、そういう体制をぜひ整えておいていただきたい、そういうふうに願っております。

やはり本当に大変ですね。今日のやっぱり新聞の記事でしたかね。シンガポールですか、シンガポールは大体接種率8割を超えるのだそうです。それでも今感染者が急増して、ブレークスルーの感染が広まっているという、本当にどうということですか

ね。ワクチンも効かないのでしょうかね。だからやはり3回も4回も勝負していかなければならないいけない時期が来るのではないかと。そうすると、供給不足にもなりますし、早く手を打って足寄町はしっかり、足寄町だけというのはちょっとほかの町村に申し訳ないですけども、やはり先駆けて、あまり国のほうも信用しないで、国もあるあると、ワクチンあるよあるよと言いながら、結構大変ですよ。6、7月の自治体のワクチンの供給不足が顕在化したこともありますし、それで職域接種ができなくなったとか。そして今若い人たちがせっかく気持ち変えてワクチンを打とうと思ったら、倍率20倍を突破してワクチンを受けなければならない。かわいそうですね。やはり受けたい人がいたらどンドンどンドン迅速にワクチン接種をします。それがまず一番やらなければいけないことだと。まずとにかく分からないけれども、ワクチン接種。私はそう思っています。

そしてあとは、若い人たちの偏見ですよ。比べてくれと。いわゆる感染症になったら大変なことになるのだよと。すごい症状が出るよと。そして後遺症も大変なのですよね。それと、ワクチンを打った後の副反応と比べれば、もう圧倒的に感染するほうが大変なのですからね。いろいろな症状が出ている。この前、女性で大変だったのは、後遺症で何か抜け毛がすごいと。どンドン抜けてしまうのだと。かつらが必要になってくるという、何かすごいかわいそうですね。そういうことが起こるのですから、そういうことを皆さん勉強して、とにかくワクチンをとにかく、本当にどうしても、どうしてもだめだと、健康上の理由でワクチンを受けない人以外は全員ワクチンを受けられるような方向で、足寄としては方向づけをしていただきたいと、そう願っています。とにかく私はワクチンだと思っています。

最後にもう一度だけ町長の決意をお聞き

して、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） なかなか手ごわいコロナウイルスに対して、どう対応していくのかというのはなかなか難しいところがあります。

枠組みとして、ワクチンを確保するのはやっぱり国の役割となっています。あと北海道がそのワクチンを配分するということで、足寄町が単独でワクチンを確保するだとかということとはなかなかできませんので、それはほかの町も同じですけれども。そういうことですので、なかなか足寄町が一番にワクチンを確保して町民の人たちに接種をするというようなことはなかなかできません。

そういった中で、やはり先ほども言いましたけれども、本当このコロナの全世界の話にもなってくるわけですよ。そういったことでいくと、足寄町だけがということにはなかなかありませんけれども、ワクチンを国が確保してくれて足寄町に配分されてくれば、第3回どうなるかまだ分かりませんが、そういうことになれば、やはりなるべく早い段階で町民の皆さんに3回目のワクチン接種だとか、そういったことができるような、そういう対応をやはり取っていかねばならないと。それはこれまでもそういうつもりでやってきていますけれども、なるべく早いうちのワクチンの接種を希望される方たちには全員できるようにということをしていただいて、完全に安心とは言えませんが、少しでも安心感が持てるような、そういう生活が送れるようなことを今後考えていきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番、高橋健一君。

○7番（高橋健一君） どうも丁寧なお答えありがとうございました。

これで私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、7番高橋健一君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時5分、再開いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 通告書に従って、一般質問を行います。

質問事項ですが、新型コロナ感染拡大防止、町民の命と暮らしを守るために。

全国各地で新型コロナの新規感染者が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻になっています。十勝でもコロナ感染拡大が広がり、高止まりの状況が続いています。十勝は全道で唯一、二次医療圏と三次医療圏が一体となっている地域で、人口約33万人、面積1万831キロ平方メートルに1か所の保健所（帯広保健所）しかありません。

政府が重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という重大な方針転換を発表した8月3日まで、十勝圏では自宅療養がゼロ人でしたが、8月4日から感染拡大とともに急増し、9月1日には患者数の62%に当たる152人、入院患者は24%の59人、宿泊療養は11%の27人、調整中が7人という状況でした。

そもそも「療養」とは、病気やけがを治すために治療をして心身を休ませることです。圧倒的多数の患者が「自宅療養」を余儀なくされ、手遅れで亡くなったり、重症化したりする方が後を絶ちません。十勝で、そして足寄町で住民の命が脅かされるようなことがあってはなりません。新型コロナ感染拡大を止め、町民の命と暮らしを

守るために、以下の項目について質問いたします。

一つ、「原則自宅療養」への方針転換について、症状に応じて必要な医療を全ての患者に提供することが必要と考えますが、町長がどのように考えるか見解を伺います。

二つ、十勝圏において、現在確保されている病床数と宿泊療養施設のベッド数はどうなっているのか。限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、今後も感染拡大が予想される中、町民の命を守るためにどのような対策が必要と考えているか伺います。

三つ、感染伝播の鎖を断つために、「いつでも、誰でも、何度でも」の立場で、従来の枠にとらわれず大胆かつ大規模に検査を行うことが必要です。

学校、保育園など子供の感染も急増しています。政府はようやく小中学校の抗原検査キットの活用を表明しましたが、早期に行政検査を行うよう町として働きかけるとともに、独自の対策も検討すべきと考えます。

私は今年3月議会の一般質問で、新型コロナウイルスPCR測定キットの導入を提案しました。町長は、調査・検討すると答弁されましたが、その後の取組について伺います。

四つ、町内の事業者が以前のようにとはいかないでしょうが、地域経済を回すために、山梨方式と言われている事例に学び、足寄独自の感染対策ガイドラインをつくり、事業者・利用者ともに安心の目安となるような仕組みづくりを検討できないでしょうか。

五つ、町内で複数の感染者が出て、「自宅療養中」に症状が急変した場合の対応策。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「新型コロナ感染拡大防止、町民の命と暮らしを

守るために」の一般質問にお答えいたします。

1点目の原則自宅療養についての御質問ですが、国は当初感染者であれば医療的に入院加療が必要ではない軽症の方も感染防止のために入院を勧めていましたが、感染者が増加してくると、重症で入院による加療が必要な方や重症化リスクが高い方の病床を確保することが難しくなることから、現在は重症患者や重症化リスクの特に高い方以外については、基本的に自宅で療養していただくこととなっています。

感染した方全員が入院できれば安心して療養することができると思いますが、感染者が増加している状況においては、重症な方に必要な医療を提供するため、また、医療現場崩壊につながらないように、自宅や宿泊療養施設での療養もやむを得ないものと考えております。

なお、自宅や宿泊療養施設で療養している場合でも、保健所により適切な健康管理がされることとなっており、帯広保健所管内においては体調の変化に応じて必要な入院に移るなどの対応がされていると考えております。

2点目の十勝圏における病床数と宿泊療養施設のベッド数、町民の命を守るための対策についてですが、まず、病床及び宿泊療養施設等の確保は北海道が行っており、令和3年8月18日現在で、十勝圏において入院病床128床、宿泊療養施設190室が確保されております。

次に、町民の命を守る施策ですが、本町としましては、希望される方への新型コロナワクチン接種を着実に推進するほか、今後も国、北海道等からの情報収集に努め、必要時に帯広保健所等と連携を図ってまいります。また、町内関係機関との情報交換を行って連携を図るとともに、町民の皆様へ情報を提供するなど必要な感染防止に努めてまいります。

3点目のPCR検査キットの導入につい

てですが、令和3年第1回定例会において、田利議員より検査機器導入の御提案を頂き、調査しました結果、検査機器は他の機器に比較すると安価ではあったもののウイルス検出試薬が高額なことや、精度の高い検査は医療機関で実施する必要があり、本町においては任意PCR検査の実施体制が整わないことから、導入を見送りました。

また、市販されている短時間で検査結果が判明するPCR検査キットや抗原検査キット等については、国の承認を受けていない研究用のものもあるほか、検体採取のタイミングや場所によっては正確な結果を得ることができないなどの課題があり、現段階で町が公的に配布する状況にはないと考えておりますが、今年度、本町では受検体制整備として任意のPCR検査及び抗原検査を希望する方を対象とした検査費用の助成を行っております。

なお、行政検査については、現在、医師がコロナ感染症の疑いがあると総合的に判断した場合に、保健所の指示がなくてもPCR検査を受検できるようになっていることから、感染の疑いのある方に対しては速やかな検査が実施されていると考えております。

4点目の足寄独自の感染対策ガイドラインづくりについてですが、町内の飲食を伴う事業者の感染症対策については、以前より新北海道スタイルへの取組等の周知を図ってきましたが、第2回定例会において飲食店及び食事を提供する宿泊施設を対象にした足寄町飲食店・宿泊施設感染防止対策支援金の補正予算の議決を頂きましたので、6月から7月にかけて事業を実施しました。

事業内容といたしましては、外食産業等業界での感染症対策ガイドラインや山梨方式等を参考に、アクリルパーティションの導入をはじめ、町内の店舗でも取り組みやすい基本的な対策について町独自のチェッ

クリストを作成し、対応を行った事業者に対して支援金を交付するもので、店内の来客者の目につきやすい場所にチェックリストを貼っていただき、来店者が安心して利用できるよう努めていただいております。

5点目の自宅療養中に症状が急変した場合の対応についてですが、自宅療養をしている感染者の健康管理は保健所が実施することになっていることから、急変時には保健所が適切な対応を行うこととなりますが、緊急性が高い場合等については、保健所から依頼を受け消防署で搬送対応することになっております。

また、本町におきましても、保健所から依頼があった場合については、連携して対応してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 1点目のところで、何点かちょっとお伺いしたいと思います。

原則自宅療養に方針が変わったということについて、町長はやむを得ないというふうに言っているというふうに思いますが、宿泊療養について触れられていないのですね。私の読み方が間違っていなければですけども。重症化リスクの高い方以外については基本的に自宅で療養してもらおうとなっているけれども、宿泊療養施設も含めて対応することになっていますよね。だから、原則入院するか、あるいは宿泊施設を使うかというふうにしてやるのがまず必要だというふうに思うのですけれども。

それからもう一つは、医療現場の崩壊につながらないように自宅や宿泊施設での療養もやむを得ないと考えておりますとなっていますけれども、この間の、昨日でしたか、昨日の夜のニュースで、これは大都市の話ですけども、東京で8月だけで86

人自宅療養中に亡くなっているという報道がありましたね。それはたまたま足寄外の話で対岸の火事だというふうに見えるかもしれませんが。まだ足寄にはそんなことは関係ないというふうに思えるかもしれませんが、そういうところもきちんとやっぱりつかんでおかなければだめだと私は思うものですから、こここのところの「保健所により適切な健康管理がされることになっており」と原則そうなのです。それが立ち行かなくなっているのが東京や大阪の事態ですよ。そういうことがありますので、素直に「そうっております」と言っているのかなとちょっと思いがあります。もうちょっと危機感持ってもいいのかなと、私自身はちょっと答弁の中で思ったのですけれども、その辺についてはどんなものでしょうか。

例えばもう一つ言いますけれども、かつては十勝管内に5つの保健所があったのですよ。今1個しかないのですよ。二次医療圏と三次医療圏の特殊な状況の中で1個しかない。しかも足寄だけでも香川県と同じぐらいの広さがあるとかと前から言われているわけですね。その中に1か所なのですよ。これ、もし、今の状況だからまだ済んでいるかもしれないかもしれませんが、もし増えた場合に、最悪の場合に考えたら、これ、帯広保健所で対応できるのか、1か所だけでというすごい不安を持っているものですから、その辺のところも含めてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今まではコロナに感染しているということが分かれば、全員病院にと、今お答えしたとおりなのですが、病院にということになってしまったけれども、なかなか病院の体制が整っていないとか、感染されている方たちが増えてきたということもあって、なかなか全員を収容できない。そのほかの病気の方たちもいっぱいいらっしゃるわけですか

ら、コロナに対してかかる看護師さんたち、医療従事者の方たちの数も多いということもあって、なかなか病院に収容することができないという状況になっているということでもあります。そういったことがあって、自宅療養というようなことになったのだというように思っています。

一番はやっぱり感染者が非常に増えてきているという部分ですね。これ感染者が増えてこなければ、今までどおりでやれたわけですよ。それがやっぱりなかなか防げなかったというところなのだというように思っています。ですから、やっぱり感染拡大をまずは抑えるということがやっぱり一番大事だったというように思いますし、感染拡大を抑えている間に医療体制だとか、そういったものをきちんと整えておけばこんなことにはならなかったのかなというように思っています。

いろいろと、多分国でもいろいろと議論はされていたのだと思いますけれども、国の体制としてやっぱりもっとコロナに対する病院の病床の数だとか、そういったものをもっともっと増やすだとか、その対応というのをきちんとしておけば、こういうような自宅療養だとかということにはなかったのかなというように思っています。そのことがやっぱりきちんとできなかったということもあって、なかなか病院には収容できない。その前に、宿泊療養施設というものもあったのですけれども、本当はその宿泊療養施設に軽症の方だとか無症状の方だとか入っていただいて、重症というか中等症だとか、やっぱり医療的な対応をどうしてもしなければならなくなってくると病院にというような、そういう体制になっていたのですよ。それがやっぱり、さっきも言ったように、なかなか感染拡大を止められなかったということもあってこういう状況になってきて、さらには自宅にもというようなことになったのかなというように思っています。

ですから、やはり一番はやはりコロナが落ち着いている時期にもっともっと医療体制をきちんと考えて、そういうように増えてきたときにどうするのだとか、医療体制どうするのだとかというようなことをやっぱりきちんと考えてこなかったということが大きな原因なのかなというように思っているところでもあります。そこはなかなか町村では、一つの町ではなかなかこれ考えることができなくて、やはり国だとか北海道だとかというところがやっぱりきちんと考えていかなければならない分野なのだろうというように思っています。そういうようなことで、ならざるを得なくなってしまったというのが実態かなというように思っています。

僕自身もやっぱりそうはいえ、先ほど田利議員さんもおっしゃられたように、自宅で亡くなられた方がいたりだとか、最近でいくと宿泊療養施設でも何か一人お亡くなりになったというような報道もあったのかなというように思っていますけれども、やはりそういうところはきちんと医療従事者の方だとかがきちんと見守って入れるような施設に入っていたならば、お亡くなりにならなくても済んだのではないのかなと、こう考えるところでもあります。ですから、病院の病床が足りなくなったからということで、どんどん自宅だとかというようなことになっていますけれども、これは決していいことではないと僕も思っています。そのあたりは多分田利議員さんと同じ考え方だというように思っていますけれども、ただ、現状として、そういうみんな思っていると思うのです。ほかの、僕だけではなくて、田利議員さんだけではなくて、皆さん思っていると思うのだけれども、現状としてそういうことになってしまったということで、自宅療養もやむなしというか、ということなのだろうというように思います。

自宅療養やむなしとなったからには、やはり保健所がきちんとその自宅療養されて

いる方たちの状況というのをきちんと把握して、必要なときにはすぐ病院だとかに行けるというような体制をきちんとやっぱりつくらなければならないのだろうというように思います。

そうなのだけれども、やはり患者さんというか、そういう感染者の方たちが増えてきたことによって、保健所も手が回らないと。なかなかそれぞれの自宅療養されている方たちの連絡もきちんと取れなくなってきているだとか、僕もテレビのニュースだとか見ている話で大変申し訳ありませんけれども、そういうようなことなのだろうというように思っていますので、やはり保健所の体制というのはやっぱりきちんとしていかなければならないというように思っています。

十勝管内にもかつては5つあったのが今帯広に集約されたというようなことでありまして、本別にも本別保健所というのがあったのですけれども、そういうのが全部帯広に集約されたということになっています。

やっぱりこのコロナのこんな感染症が起きるといところはなかなか想像し切れなかったというか、こういったことになったときにどれだけの体制が整えなければならなかったのかだとかというところは、なかなかやっぱり今まで分からなかったという部分があるのかなというように思っています。ですから、集約するのは集約しても構わないけれども、いざとなったときにその体制を全体でどう対応していくのかといったところが問題になってくるのかなというように思っていますので、そういった意味で、これからの対応というか、そういったものをきちんと、今ちょっと落ち着いてきていますから、少しずつ少なく、新規感染者が少なくなってきている時期ですから、本来こういうときにその体制というのをきちんと考えていかなければならない時期なのかなというように思っているところであ

ります。

なかなか国だとか、それから北海道だとかというところがやっぱり主役に、感染症の場合主役になってしまうので、町村でやることというのはやはり保健所からの指示だとかというようなことになりますので、そこは保健所と十分連携取りながら、町としても町民の方たちの健康と命を守るという取組を進めていきたいなというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 今の町長の答弁聞いて、その辺では私と一致するという意味では安心しました。

それなのですけれども、2にもちょっと絡んできますけれども、全部含めて行きたいと思えますけれども、今、町長言われましたけれども、保健所が管理して保健所と連携を密に取りながら保健所の指示に基づいてやるというふうになっているのだけれども、それができているうちはいいと思うのですよ。今の十勝の場合、それはできているからいいのかと思えますけれども、そうでない実例が日本の中であちこちできているわけですからね。そこのところをやっぱり踏まえて、最悪の場合大丈夫かというところまで考えておかなければだめだと私は思っているのです。

例えば、また話飛びますけれども、何年前に水害ありましたよね。あのときにダムを開けてくれと、放水してくれと町長が交渉したことありましたよね。そのときに、いや、ダムはきちんと管理規定に基づいてきちんと運営されていますと突っぱねられたとかという話がありましたけれども、それと同じで、非常時というか、災害時のときに、これまでの運営マニュアルだけでやっていますでは済まないと思うのですよ。それが今の現状だと思うのですよね。例えば、町長も言われてまし

たけれども、医療体制がずっと脆弱になってきたと、それは何かといたら、町の責任ではありませんよね。保健所も統廃合したのも全部国の政策ですし、医療、病院の統廃合をずっとやろうとして、今もやろうと思っているのも国の方針ですから、町がどうこうできるものではないというのは分かります。

ただ、これもニュースですけれども、ニュージーランドでしたか、女性の党首ですよ、あそこ、首長ですよ。あの方が半年ぶりに陽性者が1人出たと。そうしたらすぐ記者会見をして、ロックダウンだという発表をした。そのときにニュースでは、アンケートを取ったら、国民の8割以上がロックダウンに賛成するというふうに言っていると。それはなぜかという話をしていました。この間ずっとトップの方が国民の立場に寄り添っていろいろな話をしているのですね。だからこういうふうにした、だからこういうふうにするのだというやつを言っているわけです。それを納得しているのですね。そういうのがあったというのが一つと、それから国ですから空港、言わば国に入る出るをしっかりとここで止めるということをやっているのですね。その発想すごいいいし、またやれるということはすごいなと思ったのですね。そこがちょっと全く我々住んでいる日本とちょっと違うなと思ったのですけれども、そういうところにあるのだけれども、それは国の話であって足寄が何関係あるのだと言われそうですけれども、だけれども、その中にある自治体として、あるいはそこにいる議員としてどうするかということはやっぱり考えておかなければならないという思いがあるものですからね。

例えば、答弁の中にありました、コロナ病床129床、それから宿泊療養のベッドが、部屋というのでしょうか、190あると。そうすると、通告書で私触れたように、入院患者59人ですよ。違ったかな

私書いたのが、自分で。どっちみちプラスすると圧倒的にまだ入院病床と、それから宿泊の部屋が空いているのですよ。それでもなおかつ菅首相が3日に原則自宅療養にすると方針が変わってから、十勝もぐっと移行するのですよね。それは国の方針だからもちろん従わなければならないというのは分かりますけれども、現実はどうして空いているのに、なぜそこに入れて、例えば僕は基本こう思っているのですよ。コロナウイルスをどこにあるかと分からないわけですから、やっぱり大規模に検査していくと、あちこちに職域なり地域なりでずっと検査をしていって、分かれば、もし陽性者が出ればそこは全部出入り業者も含めて、家族も含めて検査するというのは当たり前ですよ。そんなふうにして、大規模な検査をやって、無症状の陽性者をあぶり出すというのでしょうか、発見するというのでしょうか。そうして発見したらすぐやっぱり隔離するのだと思うのですよ。それは重症化しようとしてまいと関係なしに、無症状であっても陽性者がいればそれは隔離すると。そしてそれ以上広げないということなのです。そのためには、宿泊施設が必要なのですね。そこにやっぱり入れるべきだと思うのです。入ってもらいたいと思うのですよ。そういうことをなぜしないのかなと思ったのですよ。今の十勝の状況を見たら、空いているにと、まずそこを思ったのですね。これについてはどうでしょうか。あえて聞くまでもないかと思えますけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

まずは保健所との関係ですけれども、ここはきちんと連携を取りながら今までもやっていますし、保健所の体制が非常に厳しいのは厳しいのですけれども、その中で例えば宿泊療養施設だとかで人が足りなくなってくれば、やはり町から、足寄町だけ

ではなくて町村からも応援に行くとか、それから保健師さんとかも、これは帯広近郊だけだったのですけれども、応援に行ったりだとかしています。そういった意味で、市町村とそれから保健所の中で連携をしながら、保健所の応援などもやってくるというところで、やはり保健所だけで大変になるような状況が出てくれば、それは町村もお互いに応援しながらやりましょうということをやっているところでもあります。

それから、今宿泊療養施設が空いているのに、なぜ自宅療養の方たちを入れないのかというようなお話でありますけれども、この後またやっぱり第6波だとかが起きるかもしれないというようなことがまだ言われています。今だんだん落ち着いてきているところで、新規の感染者少なくなってきていますけれども、この後また秋、冬にかけてまた第6波だとかというようなことも専門家の方などは言われているということです。

そういうことでいくと、この後まだまだどうなっていくのか分からない状況の中で、またまた十勝についてもかなり感染者が増えてきたことがありましたけれども、そういうことがまだまだこの後起きかねないということなのだということのように思います。そういった中で、比較的無症状で安定している方たちは自宅で、やはり少し誰か見守りが必要だというような方たちは宿泊療養施設で、そして医療が必要な方は病院でというような、そういうすみ分けをしているというように思っています。

これがまた新規感染者がどんどん増えてくると、そういったところがだんだんいっぱいになってくると。宿泊療養施設もいっぱいになってくると。そのときに、今まで入っていた人を、すみませんけれども出てくださいと、自宅でいてくださいということというのはなかなかこれまた難しい話なのだろうというよ

うに思います。最終的に部屋が足りなくなったらそういうこともあるのかもしれませんが、そういうのはなかなか難しいのだろうなと思っています。そういったことも含めて、やはり今自宅でも大丈夫だと思われる方たちについては自宅をお願いをしてというようなことなのかなと、多分そういうことだと思います。

ちょっと保健所ではないので、はっきりしたことは分かりませんが、そういうことなのだろうというように私は想像しているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 今、町長答弁されたのは分かりますけれども、無症状の方ですよね。無症状の方はやっぱりきちんと分けなければだめだという思いあるのです。家庭にいたら、例えば家族5人いて、旦那さんがかかると。そうしたら周りの家族4人、ほかの4人同じところにいるわけですね。それは感染防ぐこと多分不可能だと思うのですよ。だから宿泊療養施設などに無症状であっても感染が分かれば隔離するということが必要だというふうに僕は思っているのですけれども、それが今町長の答弁では、多分自宅にいても大丈夫だと思う人を自宅療養にしているのだと言われ、善意に取れば私もそうだと思うのですけれども、それで済むのかなという思いがあります。

それで、今、町長も言われてましたけれども、これからデルタ株ですとかミュー株だとかと訳の分からないのがいっぱい出てきまして、変異株が増加すると言われていきます。その中で、原則入院、原則宿泊療養というやつを、できることをやっぱり直さなければだめだと僕は思っているのですね。

それから、コロナの病床とそれから宿泊療養施設を、町長は不足したら困るからと

言っていましたけれども、それは不足すれば増やさなければだめだと思うのですよ。それが対応しないとやっぱりコロナ感染症に闘えないと思うのですよね。無症状者をきちんと隔離できないと。そういう思いがありますから、足りなければ増やすということが必要だと思うのですね。そういう取組はもちろん町だけでできるわけではありませんけれども、そういう姿勢を持っているかどうかというのはやっぱり問われるのだというふうに思うのですよ、いざというときにね。そんな思いがあります。

そんなことちょっとつけ加えておいて、3つのところに、3番目に入りたい思うのですけれども、町内で陽性の方が出たのですけれども、陽性者発見のきっかけ、その後の対応などについて、さらっとで結構ですけれども、教えていただけませんか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 全部についてははっきりとしたことは分かりませんが、お一方は熱がやっぱり出て、病院に行ってPCR検査、抗原検査を受けたということ。もうお一方もそういうようなことだというように思います。ですから、やっぱり症状が出てきて、病院に行って、そこで検査を受けてというのがコロナに感染しているということが分かったという経過とか、ということになるのかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 町内に3つの医療機関がありますけれども、そこでコロナ検査ができるのでしょうかということと、具体的にどんなふうな検査になるのか。その対応などについて、これも深く要りません。教えていただけますか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 町内の医療機関でコロナ検査ができるのかということと

すけれども、今、町内の3医療機関のうち、1医療機関が北海道の行政検査の協力をするという医療機関というふうになっております。

町内でPCR検査等はできません。なお、国保病院においては、抗原検査の医療機械がございますので、必要に応じて対応をすることが可能となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 今、福祉課長の答弁で、国保病院に抗原検査の医療機器があると言われましたよね。それはどのように使えるのか。例えばの話ですけれども、陽性者が出ますよね。陽性者は当然保健所の関係で指示を受けてPCR検査やるのでしようけれども、それ以外の濃厚接触者、あるいは濃厚接触者に含まれない方も含めて残りの人たちをそこで検査できるのかという単純な質問ですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えいたします。

国保病院、今、抗原の定量検査というのが今、福祉課長のほうからお話ありましたが、できることになっています。

これは約10検体分ぐらいを一度に検査できる機械で、時間も1時間ぐらいということで、今は例えば熱があつてドクターが検査が必要だといったときに、まずその定量検査をして、そこでもし陽性になれば、保健所に連絡をしてPCR検査の検体採取、これを行うということになっています。

あと、もし例えば事業所でそういった方が出て周りの方が心配だという方が出た場合は、それはちょっとケース・バイ・ケースで御相談いただいて、自己負担はかかってくるのですが、その都度御相談いただければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 分かりました。

次ですけれども、小中学校での抗原検査キット、道教委から無料配布にするために希望調査があるというふうに聞いたのですが、足寄ではそれはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

ただいま質問ありました新型コロナウイルスの検査キットですけれども、これは道教委の文科省のほうから新型コロナウイルスの感染症のクラスターの大規模化により医療の逼迫を防ぐ観点から小中学校に対しまして、抗原定性検査をできる簡易的な検査キットを配布する旨の通知がありました。基本的にはこれは教職員が使用することを想定しております。医療機関を直ちに受診できない場合など、補完的な対応としてのものでございます。

以上です。

あと、本日現在まだ届いておりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） それはあれでしょうか。全生徒分申し込むというか、向こうから来るということでしょうか。申し込むのでしょうか。そして、それは教職員が全部生徒に対してやれることができると。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

今回配付される希望調査については、希望個数について足寄町教育委員会から希望個数を申し込んでおります。

ただ、これは検査キットについては教職員が使用するということを想定しておりまして、ただどうしても直ちに医療機関で検

査ができないといったような場合につきましては、小学校4年生以上の児童生徒には保護者の同意を得てキットを使用することは認められているというシステムということになっております。以上です。

本町の希望個数は30個ということにしております。30セットです。30個ですね。（「30人分ということですか」と呼ぶ者あり）

そうです。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 同じことですがけれども、保育園、学童でのこれに関するような取組というのはどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 保育園等、学童保育所に関しましては、キットの配付というのは今のところないと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 私が聞いたかったのは、配付がないのは分かりますけれども、その後の対策などは考えているのかということも含めて話してくれると助かったのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 対策という御質問でしたけれども、まず通園、通所をされている方に関しましては、毎日体温とかをはかっていたとか、基本的な体調管理というのはまず御自宅でしていただいて、登校とか通園の際にはそれを確認していることと思っておりますので、利用時にはもし体調が悪かったりとか、朝から体調が悪かったりとか、途中で体調が不良になった場合に関しましては、保護者の方に連絡をしてお迎えに来ていただくとかという対応になるかと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 小学校の関係ですけれども、小学校が今足寄では当面必要ないと思えますけれども、コロナの関係等で学年、学級閉鎖、学年閉鎖となった場合に保護者に対する支援として、小学校休業等対応助成金というのがあるのだそうですけれども、それらについてしかるべきときに保護者の方にこういうのもありますよというふうにお知らせする必要があるのではないかと思うのです。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

道教委等から保護者に対する通知については、その件を含めて学校を通じて周知させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） もう一つですけれども、これも今の足寄には必要ないと言われてそうですけれども、学級閉鎖とか学年閉鎖とか、あるいは全校閉鎖などということがある場合、そのときに基準というのはもちろん国で示されているのでしょけれども、足寄独自にそれに上乗せしてこうするとか何とかと細かくなっているとか、あるいは対策としてはこうなっているとかというのはあるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

学校の臨時休業等の取扱いについては、文部科学省のほうからガイドラインが示されております。また、そのガイドラインに基づきまして北海道教育委員会においても独自の見解を定めまして、各市町村教育委員会に通知をされております。例えば、臨

時休業の期間としては5日から7日程度とするなど、目安が示されているわけですが、本町としては独自の形というふうには考えておりません。あくまでこの状況に応じて保健所だとか、福祉部局と連携を取りながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） これも勝手の話ですけれども、足寄町内の福祉施設なり保育所なり学校なり、あるいは事業所で陽性者が出た場合、当人は保健所からの指示でいろいろやられると思うのですけれども、それ以外の方どうなるのだろうか。あるいは、例えば職場であればその職場の方の家族も含めて、不安になると思うのですね。そのときに検査キット、そういう陽性者が出た直後というのでしょうか、保健所との相談しながらだと思うのですけれども、検査キットを配ってまず調べてくださいというふうにできるのかどうかという思いがあるのだけれども、できれば逆に周りの方たち、家族も含めて、あるいはそこに出入りしている人たちも含めて安心できるのかなという気がするのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 陽性者が出た場合の周りの、周囲の方の対応ということですが、陽性者に関しましては保健所がその周りにどのような接触した方がいるかということを調査されまして、濃厚接触者を特定して、濃厚接触者については保健所がその後PCR検査を行うこととなります。その濃厚接触者とさらにその周りの方も不安になるかとは思いますが、まずは行政検査の対象になっている方については保健所の指定により行政検査を受けていただきたいのと、その周囲の方に関しましては、キットを配って、その時点では

陰性であることが確かに分かるかもしれませんが、その後、症状が変わることもございますし、濃厚接触者と接触したからといって感染するわけではありませんので、その段階を踏まえての対応が必要なのかなというふうには思っております。

濃厚接触者は保健所が2週間ぐらい自宅で待機していただきとか、ほかの方と接触しないでくださいというような指示が出て、健康観察を受けますけれども、その方たちが症状が変わった場合に関して、陽性者になった場合とかについては、またそこから調査が始まっていくと思いますので、その方、感染した方とか濃厚接触者の方と少し接触したから心配だとか、そういうことでは検査等を行うことで逆に、何というのでしょうか、不安になるというのでしょうか、本当に必要に応じて検査を受けていただくほうがよいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） すみません。説明受けていても分かったつもりで聞こうと思っても忘れるのですけれどもね。

濃厚接触者が出た職域で、それ以外の方が今福祉課長言われたように、不安を解消するために検査キットなのか、先ほど病院にあるといった抗原検査機器ですか、それを使うのかちょっと分かりませんが、そういったことをすることが町単独ではできないということですか。それはやっぱり保健所の指示がなければだめだということですか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず陽性者についてなのですけれども、このたびは町職員が出たということで、先ほど町職員がどのような経緯で受診したかとかいうことを細かく少し説明をさせてい

ただきましたけれども、ほかの方に関しましては、どの方が陽性になったとか、どの方が濃厚接触になったということは町のほうでも個人情報ということで把握しておりませんので、もし、先ほど病院の事務長も言っていましたけれども、事業所なりで相談があるとか、そういうようなことがあれば対応は可能かと思えますけれども、こちらのほうが全てを分かっている、そういう周りの方に声をかけてできるというような状態ではないということで、町のほうでそのような情報は持ち合わせていないということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） それは分かるのです。

そういった場合に、例えばです。A社という会社があって1人が陽性で保健所が入ってきてPCR検査やって分かったと、そうなったときにですよ、そうなったときに、そうしたら社長が残りなこと心配だから国保でちょっと調べてくれないかといえ、それはできるということですか。それは保健所のオーケーがなければそれもだめだということですか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 例えば事業所で1人陽性の方が出た場合に関しましては、先ほども申しましたとおり、保健所がまず濃厚接触者を確定します。なので、濃厚接触者になった方については任意ではなくて行政検査を受けるという形になります。残りの方が心配だとか、そういう場合については、例えばですね、介護事業所ですとか、ほかの方に感染のおそれがある、それがクラスターに発生するような場合に関しましては、本当に全体的に総合的に判断しまして、国保病院で協力をさせてもらうというようなことは今後あるかなというふうには思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） すみませんね。理解度が足りなくて。

今A社と言いましたけれども、A社の場合で本人はいいですよ。だからそれ以外のところは、そうしたら行政検査はできないけれども、会社が経費を負担すると、だから残りの従業員全部国保に行って検査してほしいというふうになった場合には、それは通るのですか。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

田利議員がおっしゃっているのは、例えば会社で陽性者が出てその周りに複数の方が心配する方がいて、社長はこれはお金出すから国保で検査してくれというような話だと思うのですが、それは最終的にはドクターの判断にはなるかと思うのですが、できるだけ検査の試薬もございますので、自己負担がちょっとかかるという部分はありますが、お約束はできないのですが、その都度ケースに応じて御対応させていただくということになるかと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） ちょっとしつこくすみませんけれども、そういった場合には社長がそうしたらドクターに相談して、残りのうちの従業員全部検査してほしいというふうに言えば可能だということですか。そういうふうに理解して。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

いろいろなケースがあると思うのですよね。なので、その状況に応じて、検査も本当に今しても実はウイルス量があまり出なくて陰性になるということも結構ござ

います。なので、総合的にそのときにはドクターが判断することになると思うのですが、これはやっただけという話になれば当然それはお受けするという形になるかと思いますが、全てをやるという形のお約束ということは今ここではできかねるということになります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 何となく分かったのですけれども、会社を経営している方とドクターが相談をされて、それなら必要ないというふうに判断すればそれは分かります、というふうに理解していいのでしょうか。そういうレベルの問題だというふうに。

例えばもうちょっと分かりやすく言うと、A社の社長がほかの従業員のことが心配だと、従業員も不安になっているから検査していただいて、今、事務長言われたように、ウイルス量によって陰性になったり陽性にならないということがあるから安定していないことだと思うのですけれども、それでもいいから今のところで現時点でどうなのかということ調べてほしいと思っている、従業員も思っている、社長も思っている場合に、それはドクターと相談できて、ドクターがそうですね、そうしたらやってみましょうかと言えはできるというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 時間であります。

昼食のため、午後1時から再開をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

答弁から。

病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

実施したほうがよいかにつきましては、あくまでもドクターが総合的に状況等を判断して決めるということになっております。

ただ、ちょっと具体的な事例はお話はできないのですが、既にこれまでもそういった実例がございます。ですので、事業所等で陽性者がもし出た場合で感染拡大につながるおそれがあるというようなことが想定されるようなケースについては、恐らく検査する方向ということになるのかなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 議長、上着脱いでいいですか。（議長「いいです」と呼ぶ）

ちょっと遑ってお話聞きたいのですけれども、職員の方が2人出たとありましたよね。そのときに私、さっき言ったような家族の方が不安の声というのは上がらなかったのでしょうか。それは把握していないでしょうか、そういうようなことは。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 個別の話になると、なかなか個人情報みたいなものがありますので、なかなかお話しすることできない部分もありますけれども、1人の方についてはずっとしばらくの間接触が、一人暮らしだったということもあって、接触がなかったというようなことがございます。それから、もう一方については、そういう不安というのは当然あるだろうというように思いますけれども、保健所のほうで調査に入って、この方たちは濃厚接触者、それからそのほかの人たちについては大丈夫ですよというような、そういう色分けということか、調査の中できちんと分かるといことで、濃厚接触者の方についてはその後P

CR検査だとか、そういう検査をしますけれども、ほかの方たちの部分では不安は多分あるというようには思いますけれども、濃厚接触者にはなっていませんよということになっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） この点では最後ですけれども、町内の事業所あるいは家庭などで陽性者が出た場合に具体的な対応の仕方、多分僕らの頭の中もそうですけれども、こうなった場合こうなるということは、テレビでもいろいろな報道されていますから分かっているだろうという思い込みあると思うのです。

例えばの話ですけれども、交通事故、自分が主体的な責任を多くして事故を起こしてしまった場合に、普通は110番に電話すると覚えていますよね。多分現場で自分がかかりの責任重い範囲で事故を引き起こした場合に多分頭真っ白になって110番浮かばないと思うのですよ。それからいつもお世話になっている代理店に、どこに電話しようかと多分浮かばないと思うのです。それから、目の前で家で天ぷらでも揚げていてぶわっと火が出たときに消す方法、ふだんなら多分分かっていると思うのですけれども、多分だめだと思うのですね。そういうときの場合があるだろうということを想定して、陽性が出たところの事業所なり家庭なりで陽性者以外の家族の方がどういう対策を取るべきかということ、このぐらいのA4などにイラスト入りで分かりやすくつくったもの、書かれたものを配布する必要があるのではないかというふうに思っているのですけれども、その辺については見解どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 基本的にコロナが感染している、していないという部分が分かったときに、多分いざといったときに、自分がどう対応したらいいのかだとかとい

うのはなかなか分からない部分というのがいっぱいあるのかなというように思います。

それで、基本的には病院だとか、そういったところで検査をするわけですから、そういったところでこの後の対応をどうするのかという部分をきちんとお話がされるのかなというように思っておりますし、保健所のほうからもそういう指導みたいなものが来るのかなと。家族の人たちにも、この後どう過ごすのかといった部分を一定程度パンフレットなり、そういったものが保健所のほうから渡されて、この後の感染対策だとか、消毒のやり方だとか、そういったものは保健所から指導がされるものというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） それはそのとおりだと思います。ただ、行政として各家庭に、私言いましたようにA4でもいいですね、1枚ぐらいで文字がいっぱい書いてあるのはだめだと思うのです。イラストで、例えばマスクをしますだとか、トイレはこういうふうにしますとか、流しはこういうふうにしますとか、手洗いはこうしますとかと図入りで入ったやつを、それこそ冷蔵庫にぽつと貼ってくるようなやつを裏表でもいいのですけれども、言葉悪いですがけれども、しつこいぐらいそういうのが繰り返してあってもいいと思うのです。いざというときに絶対対応できないというのが人間だと僕は思っていますので。例えばですけれども、その渡し廊下どんとぶつけたときには、ぶつけた運転手の方相当動揺したのではないかと思うのです、そのときは。どこに連絡しようかとまずは、それと同じだと思うのですよね。そういう意味で、もちろん保健所や病院でそのときにはきちんとそういう対応をしてくれるのが当たり前ですけれども、ふだん日常的に家庭の中にそう

いう町がつくったイラスト入りの分かりやすいのがあってもいいのではないかと思いがあられるのですけれども、あえてもう一回聞きます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 文字がいったいいないものでイラスト入りというような、ちょっと要望でありましたけれども、感染の疑いのあるというか、心配のある方も今増えているような状況ですので、広報を使って受診の方法ですとか、あと家庭内のできる感染が疑われるときに家庭内で注意いただきたいポイントとか、ちょっと文字になるとは思いますけれども、そういうものをまとめて広報のほうに載せたいというふうにちょっと思っておりましたので、見やすくなるかどうかちょっと分かりませんが、周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） できれば広報に別刷りで、裏表で、表は陽性者になった方、なった場合にはどうするか。それから家族の方どうするかというふうに、できれば分かりやすく、広報から抜き出して貼っておけるようなものをぜひつくっていただきたいということを最後に言うておきたいと思えます。

4点目に入ります。

4月30日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名という長ったらしいので、感染対策に係る認証の基準案をベースにして第三者認証制度の導入に可及的速やかに着手してくださいというのが出ているのですね。もちろんこれ都道府県知事宛てなのですからけれども、それも見させてもらいましたけれども、山梨県のモデルを中心にしてそこから何というのでしょうか、いいところ、ちょっと言葉悪いでしょうかね、いいところ取りをして国の基準を決

めて、そしてそれを基にして、ここで言えば町独自の、何というのですか、感染症対策の山梨で言えばグリーン・ゾーン認証チェックシートというのですか、そういうものをつくりなさいとなっているのですね。山梨のやつを見ますと、テレビなどの報道では50項目にわたってと書いてある、報道されていたのですけれども、これ見たら、1つ目が来店受付、会計のところの1項目起こして、そして2つ目が案内、食事のところ、3つ目が施設の管理、4つ目が従業員の感染予防対策、5つ目が接待を伴う場合の感染予防対策と5つの項目上げてあって、その中にチェック項目がいろいろありまして、合計で私数えたら115あるのですよ。115個あるのですね。それぐらいきちんとやって、しかもどこだかの県のように、業者が自分でチェックしてこれをお願いしますと申請をして、町のほうからシールが行くというのではないのですね。申請があったら、事務局の方が行って、ここでいえば足寄町の誰か担当者の方が行って、現場がどうなっているのかと、換気がどうなっている、受付どうなっているというやつを全部チェックするのですよ。そして、オーケーであれば認証を出す、認証を渡すときに初めて、さらに2回目のチェックをして大丈夫ですねと認証を渡すのですね。終わった、そして営業が始まった後にまた途中でまたチェックに行くのですよ。本当に換気そうになっているかとか、トイレのところそうなっているかというふうにチェックに行くのですね。明日行きましょうというのではなくて抜き打ちで行くのですよ。そういうふうな繰り返しのチェックされていて、それが成り立つのではないかと思うのです、そのグリーン認証制度がね。それを例えばの話ですよ、足寄であればそれをもっとつけ加えて、具体化する必要あるのではないかなと思ったのですけれども、足寄は狭いですから、それから国道とか鉄道がないですからね。国道で

ないや、鉄道と空港です、がないですから、国道が、言葉悪いですが、封鎖されていけば出入りできないわけですよ。そういう条件にあるところがこういうチェック制度がきちんとされていたら、営業がきちんとできるのではないのかと。言わば地域の経済を回すことができるのではないのかという思いがありまして、ちょっと見解をお聞きしたいなと思っていました。

例えば、足寄町であれば、山梨で出ている115項目にわたるチェック項目があるのでそれにプラスして、もちろん氏名と連絡先は聞きますよね。町民であれば多分顔なじみで分かっているからそれ以上聞かなくてもいいと思うのです、連絡先と名前だけあれば。あとはもし町外の方が来たのであれば、どこから来たのか、どこへ行くのかというのを記入してもらうとか。あるいはグループで来たならグループの代表者の名前と連絡先とグループの方みんなの連絡先分かっているのですよねと確認してもらうというようなことをチェックしておけば、本当にある意味安全・安心の目安がついて、来店する方も営業するほうもできるのではないかという思いが何となくあるのですけれども、その辺は甘いでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 足寄町におきましても、足寄町の飲食店、宿泊施設、感染防止等の対策支援金ということで事業を行っておりまして、その際に足寄町独自のチェックシートをつくってございます。ただ、その中には、来店者の住所ですとか、そういった名簿を記載するような項目がちょっと入っておりませんでしたので、そういった取組も必要であろうかと思っておりますので、今後ちょっと検討させていただければなと思っております。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） ここに勝毎の記事がありまして、町長がチェックに行かれた

写真が載っていましたがけれども、それで補助金を出したということですね。

今、私が山梨の例をと言っているのは、さらに踏み込んでいただいて具体的に、どういうふうに言ったらいいのでしょうかね、A4なのですね。A4でこうやって、6枚ぐらいあるのですけれども、全部1個1個チェックしていくのですよ。さっき言った5項目、受付の場合とか会計の場合とか飲食の場合とかというふうにしてチェックをしていって、これで本当に感染予防できるだろうかという項目が入っているので、そういうチェックをされると。それを具体的に担当者の方がチェックをして、言わばだから第三者認証というのですけれども、第三者の方がチェックをして、これなら大丈夫だよという認証をします。そのときに足寄で言えばアユミちゃんに、でかいのをつくっていただいて、でかいのというか、お店の外に、この店は安全なお店ですよとあって、アユミちゃんお勧めの店ですよというような認証シールを貼ってもらうと。それから中に入ったら、席のところこうやって貼ってあるとか、小さいやつをね。認証シールを貼っておくというようなシステムにできないかと思うのですよ。そうすることによって、行くほうも営業するほうもいいのではないかと。例えば4人で限定しなくても6人来てもいいですよと、こういうふうに対応を広くしてあるので大丈夫ですよと。例えば10人来て大丈夫ですよと、そういう部屋があればですけれども、そういうことも含めてできるようなチェックシートをつくと、足寄独自のですよ。ものまね全部でなくても、ということが必要でないのかと思うのですよ。

これまたとっぴな話をちょっと語弊を招くかもしれませんが、さっき言ったみたいに足寄は空港ないし鉄道ないから、阿寒方面、陸別方面、上士幌方面、それから芽登から行く道道のところ、そこで全部チェックできる体制などというかが

あればですよ、できるとすれば、そこでチェックすれば出入り全部チェックできますよね。できないのかなと、それは分かりませんが。ただ問題はそんなことが法的にできるかどうかというのがありますけれどもね。交通事故でもないのに、大災害でもないのに、パトカーがはいつくばるわけにはいきませんから。例えばの話ですけども、そんなふうにして物理的には可能だと思ったものですから、それをやっぱり行政の中で、営業されている方の意見も聞きながら、町としてはこんな制度をつくりたいと思うのだけれども、どこまでできるかといういろいろな話もやっぱり聞いてみる必要あると思うのです。もちろん経済課長などは多分その辺は実情を分かっているから、ここまでは踏み込んでいいのではないかということはあるのではないかと思うのです。だとすれば、そういうチェック項目を起こして、そしてやっぱり議論してみる必要あるのではないかと思うのですけれどもどうでしょうかね。もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

コロナウイルスの関係でいけば、足寄町がだとか何々県がだとかということではなくて、本当に日本全国どこでもという話になるかと思えます。それからもっと言えば、本当世界でも同じような対策をきちんと取らなければならないという、そういう状況に今なっているのだというように思っています。

そういった中で、これまで国も、それから北海道もいろいろな対策を取ってきてまして、新しい生活様式ですとか、それから北海道でいけば新北海道スタイル、そういったものを取り組みながら、こういう形で皆さん生活様式としてこうやっていきましようということを取組を進めています。その中では、毎回言っていますけれども、

基本的な感染予防対策、それぞれ人と人との間に距離を取りましょうですとか、手指消毒ですとか、せきエチケットでマスク着用しましょうですとか、そういうようなことが全部含まれています。そういう形で、やはりこれから新型コロナウイルスと共に生活していかなければならない、まだしばらく生活していかなければならないということでは、そういうどこにいても、足寄にいても本別にいても帯広にいても札幌にいても、どこにいても同じようにそれぞれの方たちが、そこに行った方たちがそこでそこそこでそういう対策をきちんと取らなければならないというのがやっぱり今の状況なのかなというように思っています。

そういった中で、今、足寄町独自でということでお話もございましたけれども、足寄町独自でこれをやれば大丈夫だよということではなくて、どこに行ってもこれをやらなければならないだよということがやっぱり必要なかなというように思っています。

山梨でそういう山梨方式だとかということではいろいろな取組もやっていますけれども、それも基本的な部分というのは皆同じことなのかなと思っています。山梨だから特にこれをやるだとかということではなくて、基本的なこの感染対策というのを具体的に項目に落とすところということになりますよというのをいわれてきて、山梨ではこういうことをやりましようねということでチェックリストができたのだというように思っています。

足寄町でも、先ほどのお答えした中にもございますけれども、それから先ほど経済課長のほうからもお話しさせていただきましたけれども、飲食店、宿泊施設感染防止対策支援金という補助金を出すに当たって、やはりそれぞれのお店でいろいろな対策きちんと取っていただきましようということでチェックリストをつくって、足寄町においてもチェックリストをつくって、山梨ほど項目は多くありません。足寄町のお

店の方たちがこれだったらきちんとできるよねという、そういった項目をきちんと出して、そういう項目をやってくださいということで、それでお話をさせていただいて、それぞれ申請をしていただくと。その中で申請していただいてそれを、先ほど新聞にも載ってましたよということでお話ありましたけれども、チェックをしに行っただけで、中身をそれぞれきちんとやれているかどうかということをチェックして、そのチェックした紙をそれぞれお店に貼っていただくと。それはお店に来た方たちもそのチェック表が見れるということで、このお店はこういうことをやっていますよということをしちんと来られているお客様たちにもお見せするという部分で、きちんと胸を張って私はこういう対策をやっていますよということでやっていただいている、そういう取組となっています。

そういう取組をしていただければ、感染対策ということで消毒液ですとか、アクリル板ですとか、そういったものを買うときのための補助金を出しましょうという形でやっていますので、そういう形で山梨方式のように細かい、もっときつともっともっと細かい、そういうチェックリストというところまでは行っていませんが、そういう形で足寄町では取組を進めているというところでもあります。

そういう取組をして、そういうものが貼ってあるお店ではきちんと対策していますよと、そうしたらお客さんもそれ見て、そういう対策きちんとやっているのだったら安心してこのお店には行けますねというような形になるのかなというように思っておりますので、おおむね田利議員さんが言われているようなこととちょっと規模は小さいかもしれませんが、同じような取組をしているということで御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文

君。

○5番（田利正文君） 町長言っているとおりに思うのです。それはそれでいいのだと思うのです。どこに行っても基本的な感染対策取らなければだめだというのも、今は当たり前ですからね。多分世界中どこに行ってもそれは当たり前だというふうになっているかどうか分かりませんが、少なくとも日本ではそうなっていると思うのですけれどもね。

さらに、地域の経済を回すという立場からすれば、もう少し踏み込んで、山梨方式にこだわらないのですけれども、例えば鳥取でもやっているし、あちこちでやっているのですよね。そうして例えばここで言えば、本別と陸別と足寄で協力してそういうこともやるだとかというような方式をやっているところもあるのです。だから、そんな発想で、ここに町長の答弁によると、町内の店舗でも取り組みやすい基本的なと、言葉尻をあげつらうわけではないのですけれども、これはちょっとあれかなという気がするのですよね。そうではなくて、もっと踏み込んだ上で、足寄町でここまでならできるのではないかとやっぱり提案する必要あるし、合意を得る必要あるのではないかなと思うのですよ。その上で営業もやってもらおうと。そうすれば、もっともっと飲食店の人たちの仕事も増えるのではないのかという思いがあるものですからね、もう少し踏み込んでいけないかと思うのですよ。そうして、例えば山梨でいえば、それはホームページに載っているのですよ。何を食べたいと調べるときに、青マークで出るのですね。拡大するとびゅっと大きくなって、ここで言えば何々店とお店の名前が出ますよ。ここは認証マークつきですよと認証マークが出るのですよ。そこに行こうとなるのですね。だからそこまでやっただけで、もちろんビラなどの配布もここでもやっていますけれども、そこでもきちんと出てくる。だからそうやって出す以上は、

町としての安心、大丈夫だよと言えるやつをやっぱりしっかりつくって、その上で第三者がきちんとチェックをすると。町長自ら行く必要は私はないと思いますけれどもね。担当者の方がしっかりチェックして、そういう意味で第三者認証という仕組みをやっぱりつくるべきではないかという思いがあるのですけれども、改めてもう一回聞きます、すみませんけれども。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今までお答えした部分、これがそういった意味では田利議員さんが言われる足寄町の認証ということだというように考えています。

それで、取り組みやすいという部分というのはちょっと頑張れば取り組めるよと、これだったらできるのではないですかというところの取組でありまして、そういった意味では、きちんと新北海道スタイルですとか、新しい生活様式ですとか、そういったものに対応できる内容となっています。ですから、まあまあこのぐらいでいいでしょうとかというような、そういうものではありません。きちんとお店、席と席との間隔取るだとか、アクリル板きちんと立てるだとか、それから消毒、お店入ったときにきちんと消毒するだとか、そういうようなきちんとした取組、そういう取組がきちんとされていますよということをチェックをして、それは私も行っていきますけれども、それは全部が全部私が行くわけではなくて、うちの職員が行ってチェックをしながら、そういった取組がきちんとされていますねというところを見て、そして、チェックリストにきちんと名前を入れて、貼ってくるという形で取組をしていますので、ほぼほぼこういう、田利議員さんから言われている取組とはちょっと違うかもしれませんが、ほぼほぼ同じような取組をしているものと私どもでは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） その取組の中で例えばこれまでは最低4人ぐらいにしてくださいねとあれがありましたよね。大勢で行かないで。例えば大きなところ、いつも議会が12月に終わったら、執行者と議員とで交流やるような、ああいう広い部屋があるところ、ああいうところも活用できるというふうになっているのですか、今の基準では。例えば5人とか10人でも、あるいは15人でも大丈夫だとなっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 4人、一つの飲食、会食するのは4人以下でということについては、これは国全体でそういうことになっていますので、それはそのとおりで。4人以下でということになります。

当然広い部屋があって、それで4人、きちんと間隔を取って、また4人だとかという、大きな部屋で4人同士で来られた方たちが何か所かに分かれて座る、これは当然あることだというように思っています。ただ、みんなで10人でやるだとか、10人で会食するだとかと、そういうのはなるべく4人というこのところからいけば多くなりますので、やはり基本は4人で会食は4人までということになるというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） この議論ばかりしてもだめでないかと怒られそうですけれども、そういう場合の小さい部屋で4人だとか、テーブルがあるところで、それは分かります。大きいところでそういうふうに分けたときも含めて、換気のシステムをきちんとチェックするようになっているのでしょうか。基準によると、1人当たり何立米だかを書いてあるのです。それがどんな

ものかと見たことないから私は分からないのですけれども、そういう基準もクリアすればと、そして、空気清浄機をそこに置くだとか、あるいは扇風機をこっち側に向けて置くだとかというようなことも書いてあるのですね。そんなことも含めて、それも入っているのでしょうか、足寄のやつの中に。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ちょっと数字的なものはちょっと載ってはおりませんけれども、定期的な換気を行うですとか、窓ですとかドア等を使って定期的に換気を行う、また常時換気扇などを可動する、そういったことをやりながらの換気をきちんとやってくださいよということは項目の中には、チェックリストの中には入っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） これは全く個人的な見解ですのであれですけれども、換気、目に見えませんか。テレビの実験のやつをやっていたことがありましたけれども、煙でしょうか水蒸気でしょうか、何か出しながら、こうやってどのぐらい空気が流れていくかということをやっていましたけれども、あれぐらいないと分からないと、目に見えないから。そんなこともやっぱりきちんとやられてないと、やってくださいね、戸を開けてくださいね、これから足寄寒くなりますから、戸を開けてそう簡単に換気できるようにならないのではないかと思います。そんなこともありまして、ぜひそんなことも今後含めて、ぜひ検討していただいて、もしよりいいものであれば、含めて具体化をもっと進めて、前に進めていただきたいというふうに思います。

最後のところに行きます。

冒頭で私は言いましたけれども、コロナの問題、災害レベルの対応が必要だという

テレビの中で専門家なり政治家の方が言ったりしていましたが、そんな思いがちよっとあるものですから、社会的備えだとか、あるいは政策的な対応いかんによって被害が拡大するというのは、これはもちろん分かります、足寄の例を見ていてもね。例えばの話です。一番悪いほうに想定してお聞きしますけれども、自宅療養者、私あえて自宅待機者と言いますけれども、自宅待機の方が容体が急変したとき、その対応、それが1人の場合ならまだ分かりません。救急車呼んで運べばいい。2人いた場合どうするのか。今、十勝そうになっていませんけれども、帯広に救急車で運んでも入院する施設がないとなったときに、東京や大阪みたいに、そのときどうするのかということまで今は考えてないでしょうか。あるいは、そうなった場合、こういうふうにしよと思うというマニュアルぐらいは考えているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど答弁のほうでも申し上げたのですが、急変時には保健所が適切な対応を行うということになっておりまして、複数人になった場合にということもあるのかもしれない。心配しての対応なのかなと思うのですけれども、まずは保健所から陽性になって自宅待機している方に、体調が急変したらここに連絡をしてくださいというような連絡先が初めに保健所のほうから示されるということで、国のほうから通知が出されております。その連絡した先がお医者さんとか、病院と連絡を取って調整をして、そして必要な対応をするということになっておりますので、一回救急車で運ばれてたらいい回しになるというよりは、まずは保健所の関係機関が入院先を調整して、そして対応というか、搬送なり、もしくはもしかしたら救急車ではなく保健所の用意した車両かもしれませんけれども、何

らかの輸送手段で病院等に搬送されるということになるかと思えます。

なお、それがたくさんの方がそうなったらどうなるのだろうというようなことなのですけれども、それで病院がいっぱいにならないように今自宅療養ですとか、宿泊療養ですとか、そういうふうに振り分けをして療養していただいているのだと思えますが、今後感染者が増えて病床数が、入院率が高くなるようなことになれば、北海道とか国が病床の利用計画みたいのを立てておりまして、そちらで増床していくというような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 今言われていることは分かるのですね。保健所が対応する。それもいいのです。その先なのです。今はないからそんなことあり得ないだろうと言えないだろうという思いがあるから、あえて聞くのですけれどもね。大阪や東京などでは保健所に電話つながらない。かかりつけ医に電話してもつながらないという場合があるともう既に報道されて一般の方も分かっているわけですよ。そうなったときに、足寄町に対応するすべがあるのかということなのです。考えているのでしょうかということですよ。そこまで最悪の場合ですよ。そんなことも含めて、そういった場合には、町としてはこういうふうにしましょうというぐらいまで踏み込んだ案を練っておく必要があるのではないのかと私は思うのです。その辺はどうなのでしょう。保健所がではなくて。保健所が機能しない場合です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今のお話ですけれども、基本的にはやはり保健所が対応することでありますので、保健所が対応し切れなくなったときどうするのかという話というのは、足寄町では今の段階では全

然考えておりません。

これはやっぱり北海道が保健所を通してきちんと対応するということがこれ基本でありますから、どんどん新規感染者が増えてきて、自宅療養ですとか、それから宿泊療養施設ですとか、病院が少しずつ逼迫をしていくということになってくれば、これは北海道がやはり病院、病床を増やすだとか、宿泊療養施設を増やすだとか、今何か東京辺りでは酸素センターでしたかね、そんなようなところなどもつくったりとか、いろいろなことしてはいますけれども、やはり北海道が対応しなければならぬということになるというように思います。

では、町村は何もしなくていいのかという話になりますけれども、そこは今段階では町がそこに何かする、何か足寄町がその手だてを考えておかなければならないという、そういった話には今はなっておりません。ですので、基本的にはやっぱり北海道、保健所が対応するものというように考えています。ですから、やはりそういう逼迫するような状況になってくれば、その段階で北海道はもっとそれに対応できるような対応をしていかなければならないということになるのかというように思っています。そのときに、例えば足寄町で何かこういう対応してくれとかということがもしかしたら出てくるかもしれませんけれども、そういうことがあれば、それは足寄町としても対応しなければならぬのかなというように思っているところでありまして、現状ではそういうところまで想定をして、足寄町が何かをするということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） 町長の答弁もよく分かります。分かりますけれども、それでいいのかという疑問がまだ頭にずっと残るのですよね。例えば、今、道が、国がと言

いました。国がやるだろうと、やるのが当たり前と、そうなっているというのだけでも、だけでも、いとも簡単に原則入院、原則宿泊療養だと言っていた方針をころっと一晩で変えてしまうわけですよ。首相が出てきて、今度は自宅療養ですと。療養などというのは、本当の治療をしなければだめですよ、療養というのはね。言葉のあげつらいではないですけども、自宅に治療できるシステムなどないのですから。それでも療養というふうに言葉遊びになってしまうのだけれども、なってしまうのですね。それにつられてずっと動くのですよ、国が全部が。そのときに、最終的には水害ではないですけども、最後誰そこで面倒見るのといったら、現地にいる自治体の職員であり、自治体のトップが責任持つのですよね、当面する救急的な対応は。そういうことになるのではないかという思いがあるのですよ。だから、その辺まで踏み込んで、今すぐつくれとか僕は思いませんよ。思っていないんですけども、そこまでやっぱり考えておく時期があるのではないかと。今6波が来るとかと言われている中で、そういうことが必要でないかと私は思うのですよ。

それからもう一つは、さっき言った容体が急変して何とかしてほしいと思うときに、こんなとき救急車呼んでいいのだろうという思いがあったりしますよね。それも広報の中にどうせ載せるのであれば、具合悪いときはもう遠慮なく救急車呼んでもいいですよということをどこかに一言入れておいてほしいと思うのです、赤字で入れるとかというふうにして。その辺はどうでしょうか、それについては。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町の答える範囲を少し超えていますから、気をつけて発言してください。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどから申し上げておりますけれども、基本的には北海道だとか国が決めることであって、町が今何

かするということは当然ございません。

ただ、田利議員さんが今おっしゃられたように、急に方針が変わるかもしれない、変わるかもしれないということはあり得るかもしれません、もしかしたら。だからそれはそういうことで、方針が変わってというか、これはきつともって法律だとかそういうのも全部変えなければなりませんので、当然一定の期間も必要になってきますし、それを変えるということになれば、国から全部の自治体にもそういう話がきちんと行かなければ、話をきちんとしてこれからこういうことにしたいですよ、これでどうでしょうかといろいろな意見をもらってという形で変わってくるものというふうに思っています。いきなり明日から、これからはね、今まで北海道でやっていたけれども町村でやってねという話にはならないというふうに思っています。

そういった意味で、そういうことがこれからもしも想定されるとすれば、想定されるとすればいうよりも、そういうことに変わっていくということになれば、それはそれなりにきちんと準備期間というのがあって、町村でもそういうことに対応はできる、そういう対応ができますよということにしていく、そういう下地がきちんと出来上がっていかないとできないものというふうに思っています。

今、明日からすぐ大変になってきているから、患者さん増えてきて大変になっているから町村で何か何とか面倒見てちょうだいと言われても、これはやっぱりできることではありませんので、やっぱりそういうのはきちんと段階を踏んで変わっていけばそういう段階で町村も、ではそういったところに何か対応していかなければならないことはこういうことですよということになっていくのかなというふうに思っておりますので、それは今どうするこうするだとかという話ではないということですので、それはそのときの対応ということになるの

かなというように思っております。

それから、救急車の部分については、当然どんな病気であっても具合が悪くなったら使うのは全然構わない話でありますので、それは今までも何ら変わらないというように思っています。

ただ、よくうわさに聞くのは、タクシー代わりに使っているのではないかだとか、そんなことを言われることもちらちらとうわさで聞こえたりとかしますけれども、そういうのはやっぱり勘弁していただいて、やっぱり真に必要な方が救急車を呼ばなければもうだめだというときには呼んでいただくのは全然構わないというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番、田利正文君。

○5番（田利正文君） これで終わりにします。

東京の何々区モデルとかと言われている区の話ですけれども、そこの保健所の所長さんがこんな話しされているのですね。

「国や都が示す基準はもちろん重要です」と、「だけれども、それに従うだけでは必ずしもうまく行きません。重要なのは情報と物質を独自に集めること」。例えばというので、「PCR検査をする能力がなければ、手元にないというのであれば自分でつくるといって考えで始めました」というのですね。これは病院の病床を確保するについてでも同じ考えだというふうに言っているのです。これは保健所の所長がそういうふうに言っている話をたまたまニュースで見たのですけれども。結局最終的には国や道の保健所がと、そのとおりに法律はそうなっていますからそうなのですけれども、最終的に何か緊急の場合があつて、町が町長が最終的に判断しなければならない場合出てきますよね、絶対にね。そのときの姿勢を僕は聞きたいと思っているのです。あるいは、今は考えていないというこ

とですけれども、考えてなくてではなくもう考えておく必要があるのではないのかと、そういう最悪の場合、絶対ないとは言えないわけですから、あるかもしれないということをやっぱり考えておいたほうがいい。対応を取れとは言いません。考えておく必要がある、そんなこともやっぱりこんなときにはこういう手もあるよねというぐらいまでは担当課長まで含めて、合意しておく必要があるのではないかという思いがあるのですよ。そんな意味で、ぜひ足寄町の町民の命と暮らしを守るというテーマ掲げましたので、そのことを実行できるためにも、そういう最悪の場合を想定したこともやっぱり時には必要な議論をしておいてほしいなというふうに思います。

町長、見解ちょっと頂いて終わりにします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 災害だとか、自然災害だとかそういったときにはやはり足寄町が当然その住んでいる住民の方たちを守らなければならない。そういう責務を持っておりますので、足寄町がきちんと対応するということになっています。コロナウイルスについては、現状では基本的には道が対応しますよということになっていますし、実際にそういう形で動いています。

そういう中で、では、これをどこを、足寄町がこれを判断しなければならないという、最終的に北海道も判断してくれないから足寄町が判断しなければならないだとか、そういったことが出てくるか出てこないかは分かりませんが、そういったことが出てきたときに、足寄町としてより適切な方法は何なのかと。当然そういうことですから、北海道だとか国だとかというの手助けもそのときにはきつとないと。どうしても足寄町でやらなければこれはならないよという状況になるといったときには、足寄町として一番適切な対応をどう取るのかということはその場で判断をする

と、それは当然必要なことだというように思っていますので、そういう状況になっても、いや、それはね北海道だよだとか国だよだとかと言って、いつまでも黙って見ているよということにはならないというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、5番田利正文君の一般質問を終わります。

次に、10番二川 靖君。

（10番二川 靖君 登壇）

○10番（二川 靖君） 議長のお許しを得たので、一般質問通告書に基づいて質問をしたいというふうに思っております。

質問事項、町民浴場建設について。

長年の懸案である町民浴場の建設について、本定例会の一般会計補正予算に足寄町営温泉浴場施設新築工事基本設計業務として、委託料277万2,000円を計上予定とされています。

この間、多くの議員から一般質問が行われ、昨年2月20日の臨時会では公衆浴場に関する調査特別委員会から所管事務調査報告書が提出されております。

私は町議選に立候補するに当たり、公衆浴場の建設を実現することを公約に掲げていましたので、大変うれしく思いますが、特別委員会報告と検討中の概要との整合性含め、先日開催された全員協議会で事前説明を受けておりますが、改めてこの本会議の場で以下の点についてお伺いいたします。

1、特別委員会の意見として、「身の丈に合った小規模な施設を、多大なコストをかけることなく建設し、運営していくことがよりよい選択」「あくまでも調査報告書を参考に、今後さらなる検討を願うものである」と報告されておりますが、報告書を参考にした検討内容になっているのか。

2、整備費用と財源はどのようになるのか。

3、整備の予定地、予定規模はどの程度か。

4、運営形態と運営経費はどのように考えているのか。

5、利用料金の設定はどのように考えているのか。

6、工期及び供用開始時期は。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員の「町民浴場建設について」の一般質問にお答えいたします。

今回の御質問に対するお答えは、現時点での予定であり、今後の基本設計や実施設計等における詳細な検討によって、変更の可能性があること、また8月11日の全員協議会で御説明した内容と重複する事項がありますことをあらかじめ御承知おきください。

まず、1点目の公衆浴場設置に関する調査特別委員会の報告書を参考にした検討内容となっているかについてですが、全員協議会で御説明した施設整備の概要は、基本設計を行う前の構想段階であります。基本的には特別委員会の御報告を踏まえた内容であるものと考えています。

なお、本定例会に温泉浴場施設新築工事基本設計業務委託料の補正予算を提案しておりますので、予算をお認めいただきましたら、全員協議会で御説明した内容を基本に、調査特別委員会の「身の丈に合った小規模な施設を、多大なコストをかけることなく建設を」との御意見を念頭に置き、経済性と機能性を考慮した施設づくりを目指す一方、町民の皆様がここでくつろぎ、親しみを持って末永く御利用いただけることができる施設づくりの検討が必要と考えています。

今後、基本設計業務を受託した設計会社とともに、さらなる協議・検討を行った上で、施設の規模や備えるべき機能や設備など、実施設計に必要な事項を決定してまい

りたいと考えています。

2点目の整備費用と財源についてですが、施設整備費用は概算であります。土地購入費、設計・監理費、備品購入費等4,800万円、施設建設費2億3,400万円、合わせて2億8,200万円を見込み、財源は過疎対策事業債を活用し、起債対象外となる事業費には公共施設等建設基金を充てる予定です。

3点目の整備の予定地、予定規模についてですが、施設整備予定地は西町2丁目、総合体育館東側の隣接地で、今後、3筆合わせて841平方メートルを取得する予定です。

施設規模は、鉄筋コンクリート造り、平屋建て、延べ床面積約290平方メートル、男女双方に源泉かけ流し浴槽、サウナ、水風呂等を備え、洗い場は6か所程度設ける予定です。

4点目の運営形態と運営経費についてですが、運営形態には町が直接担う直営または民間に委託する形態の指定管理者方式がありますが、現時点では指定管理者方式による運営を考えており、運営経費は年間1,000万円程度を見込んでいます。

5点目の利用料金の設定についてですが、公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場には、いわゆる銭湯の一般公衆浴場と、その他の公衆浴場があり、一般公衆浴場の料金は物価統制令に基づき、北海道知事により上限額が定められています。したがって、自由な料金設定ができないため、建設予定の施設はその他の公衆浴場として許可申請を行う予定です。利用料金は今後道内類似施設の料金を参考に検討を進め、日常的に御利用いただく町民の皆様に配慮した料金体系としたいと考えています。

6点目の工期及び供用開始時期についてですが、現時点で明確にお示しすることはできませんが、遅くとも令和5年3月までにオープンできますよう、今年度中に実施設計を終えたいと考えており、オープン時

期を考慮した場合、来年6月頃に着工し、工期は7か月程度を見込み、早ければ外構工事を除き12月頃の竣工を予定しています。

今後は、基本設計や実施設計、建設工事の予算提案時等において、議会並びに町民の皆様に御報告するとともに、御意見等をお寄せいただく機会を設けたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 大変申し訳ないですけれども、ここで10分間休憩をいたします。

2時10分まで休憩といたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

10番の再質問から。

10番、二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 8月11日の臨時会の閉会后、浴場の整備について全員協議会ということで町長からお話が5点にわたってありました。その5点については、これまでの経過等、それと浴場整備の基本的な考え方、現在検討中の整備概要、それと取得整備予定地と平面の概略図の事前説明を受けておりましたけれども、浴場建設については町内において賛否両論があることを踏まえて、広く町民に知れ渡るよう、あえて今回一般質問をさせていただきました。

それで、1点目なのですが、民間事業者が提案していた初期費用について2億8,000万円及び土地の購入代金を町の補助としての要望があった中で、特別委員会で検討をして報告書を提出をされておりますけれども、今回説明があった金額とさほど変わらない金額になっているのかなど。それと、一方では、延べ床面積についてはかなりその当時のものから比べてコン

パクトになっているということは面積を見れば分かります。

それで、特別委員会の報告でもあったように、人工温泉として建設しても1億5,000万円から2億円程度でできるものと考えているという報告がされているわけなのですけれども、その差額については天然温泉となれば私は妥当な金額なのかなというふうに考えているわけでありませう。

しかしながら、先般9月10日の北海道新聞に掲載されておりました建設資材が高く高騰しているという記事が載っておりました。これについては、鉄筋やら鉄骨、生コンクリートなどの建築資材の値上がりが続いていると。それと床材などに使う塩化ビニール樹脂も原油の高騰で値上がりしていると。木材もこのところ毎月値上がりがしているというふうに書かれておりました。私がこれを読んで思ったところなのですけれども、例えば今回約2億8,000万円という予定ですから、まだちょっとあれなのですけれども、かなりちょっとコスト的には上がっていかざるを得ないのかなという心配をしているところなのですけれども、いずれにしても、これからそういった議論も行われていくのかなというふうには思っていますけれども、今後の見通しについて、あればちょっとお伺いをしていただきたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今回、額については2億8,000万円程度を見込みということでございます。これは詳細に設計したわけではありませんので、額については多少動く可能性はあるかなというふうに思っておりますけれども、大体施設の面積、それから大体こういうものを造りますよといったことを見込んで、建築のほうで大体の見込みで概算といいますか、概算で設計を、設計というほどではないのですけれども、見込んだ額となってい

ます。ですので、最近建築資材が高騰しているという部分を見込んでの金額であります。ただ、これからもまださらに値上がりをしていくだとかということもあるかもしれませんけれども、そのあたりでは少し建設費用に若干の変更があるかもしれませんが、基本的にこのぐらいの金額で収められるような中身にしたいなと考えているところでありませう。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番、二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 予定ですから、そう言わざるを得ないのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても、さっき説明があったように、今回の財源というのは過疎債を使うということで、その不足分については公共施設等建設基金から多分取崩しをしてやられるのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても、この金額がある程度出せれば、これ過疎債というのは増えていくものなんでしょうか。ちょっとそこら辺教えていただきたいなと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 過疎債が今後増えていくのかという御質問だと思いますが、現段階の工事費等につきましては約2億8,200万円ということになってございますが、今後議員のお話あった資材等の高騰によって工事費が増加した場合は、それに伴いまして過疎対策事業債も増加していくものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番、二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 今、総務課長がおっしゃるように過疎債も増えていく可能性もあると。基金のほうも取崩しも増えていくという前提で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

当然、過疎対策事業債も100%の工事費等に充てられるわけではございませんで、一部対象外となる、例えば基本設計の設計費用だとか、対象外となる項目がございますので、対象外となる経費につきましては公共施設等建設基金を充当する予定であります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番、二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 分かりましたというよりも、何を言いたいかといえば、民間事業者が提案した内容と何となく見比べたら、ほぼ変わらないのかなというような見方をしてしまうのですよね。それで、いわゆる特別委員会でも身の丈に合ったということと言われてますけれども、そのことについて、本当に身の丈に合ったもので町民の血税を使うわけですから、そこら辺やっぱりどうにか安価にできるような方策を考えていかないと負の財産になっては困るなというふうにも思っているのですね。かといって、一方ではその温浴施設を造らなければいけないということもありますので、そういったことで何がどう削れるのかはちょっと私も分かりませんが、これからいろいろ整備費用等を含めてどうなっていくのかということもありますけれども、そういったことで検討をしながら、また議会に提案すべきものはたくさんあるのかなというふうに、建設費ですか、等もあると思いますので、そこら辺についても、遅れがないようにそういったことが決まればお知らせを願いたいなというふうに思っているところであります。

それと、建設の整備の予定地なのですから、西町ということになっておりますけれども、これについてはもう大体めどがついたということによろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

全員協議会の議員さんからの御質問でも町長のお答えに対して早急に権利者と会ってはどうかというお話もございましたが、現在のところまだ実際に土地の所有者の方とは接触しておりません。それで、町長のお答え、答弁にもありましたけれども、土地の所有者の方のおじさんの了解は得ておまして、ほぼと申しますか、金額もまだ提示しておりませんし、今後購入金額等の提示もしてまいります。

それで、今回の補正予算で基本設計の委託料を計上しておりますので、その議決を頂きましたら、早急に土地の権利者と、あるいはそのおじ様の方にもお会いして交渉を始めていく段取りとしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番、二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 今そういったことで、今回の補正予算が通れば早急に地権者の方とお話をする中で、どうにか取得をしていくということですので、ぜひともそういったことでぜひ建設に当たって御協力を願えるのであれば御協力を願いながら進めていっていただきたいなというふうに思っております。

それと、四つ目の運営形態と運営経費ということで、書かれて、言われておりますけれども、いずれにしても年間1,000万円程度を見込んでいて、指定管理者方式による運営を考えているということでありますけれども、本当にこれ運営経費1,000万円のできるのかできないのか、ちょっと私自身も本当にどうなのかなということがありますので、ちょっとこの1,000万円というお金をはじいたというか、運営経費をはじいたものについてどういうことではじいたのか、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

目安ということで、十勝管内の町村の中で町営浴場を指定管理者制度にのっとりやっているところの公募条件等で積算しているもので、それが1,000万円となっていたので、それを参考にさせていただきました。

なのですが、これらは営業時間ですとか、営業日数とか、あと何人使うかということで大きく変わるもので、今後よりコストが下がるような仕組みをいろいろな御意見等、また設計の中でもいろいろなことを含めて考えていきたいということで、近隣町村の参考価格を例示として挙げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番、二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 各町村のこういった施設を参考にしてはじき出したということでありましてけれども、ちょっと5番目と絡んでくるのですけれども、利用金金の設定はこういうこととということにしかないのかなというふうに思っていますけれども、今、副町長がおっしゃったように、時間ですか、昼からにするのか、午前中からにするのかと、いろいろな条件の中で変わってくるのかなというふうに思っていますし、そういったことで考えれば、このものについて、では午前中から開けたらまたコストが上がるだとか、昼からだったら下がるだとか、営業時間ですね、大体どのくらいのスパンで考えておられるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

本当に長いところはもう朝の10時ぐらいとか、夜の10時ぐらいまでやっているところもありますし、なるべくコストをか

けないで衛生的、浴場として町内で整備するという部分でいったら2時過ぎからやっているところもあります。なので、朝早くからやるとやっぱり利用者も限られているかというところもあるので、なるべく効率よく運営するというのでいえば、なるべくその時間帯は遅くからやれたらいいなどは思いますけれども、これらもやはりニーズも踏まえて効率的な営業というのは今後検討していかなければいけないと思っています。なので、今のところ、午後からになったら安くなるよねというようなイメージでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番、二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 午後からやれば、それぞれ安くなるのかなというふうに言われていらっしゃいましたけれども、やっぱりこれについてはやっぱり町民の意見もきちんと聞くべきだと思っているのです。例えば、やっぱり11時からがいいよだとか、1時からでもいいよという様々な意見あるというふうに思っているのです。それで、やっぱり決めるに当たってはやっぱりそういった多くの町民の方の意見を頂いて、では、そこが一番、どこが一番いいのか、時間帯が一番いいのか。そしてそこでコストが下げれるのか、下げれないのかというのをやっぱりきちんと検討したほうがいいのかというふうに思っていますので、やっぱりその町民のニーズに出来るようなものに、時間帯だとか、そういうものになっていかなければいけないなというふうに思っておりますので、そこら辺ちょっと検討をしていただけないかと。町民に幅広くちょっと意見を聞いていただきたいということで、できないものかということですが、ちょっとどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

住民の方の声を聞けば、やはり風呂は朝風呂から入りたいよとか、それは譲れないよという方もいるでしょうし、いやいや、それは我慢してやっぱりコスト削減するために、これは赤字の施設でそれをよりよく安く、安上がりするためには俺は朝から入りたいけれども昼からでも協力してあげるよとか、いろいろな意見、様々な意見があると思いますので、ただ、フリーでいつからいつまでいいですかといったら朝早くから夜遅くに決まっているだろうという答えになるので、なかなかそこら辺の見極めも大事ですし、アンケートなり調査がそれが適切なニーズになるのかと、そのニーズを応えなくてはいけないのか、そのニーズの強さなり、その必要性というか、この時間帯でないとやむを得ないという方がいるのかということもいろいろあると思いますので、やはり様々な角度から住民の声だけを聞くという言い方も失礼なのですけれども、聞いた声をそのまま結果として反映させるというのなかなか簡単なものではないかというふうに今のところ考えています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番、二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 例えば議会では議会報告会、ちょっと今年どうなるかちょっと分かりませんが、町民と議会報告会などでこういうことで話をしますよということで、訴えかけることも議員はできます。多分、町長は町民懇談会みたいなのがあるのかな、ないのかちょっと今年はどうなのかというのがありますけれども、そういった場を通じて、町民に投げかけて、こういうことで考えているので町民の皆さん、いっぱい来て話聞いてくださいよという方法もあるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

安久津町長の時代からふれあい懇談会という町内何か所かで、大体議会と同じような感じで開いていたかなというようには思いますけれども、懇談会開いておりました。

今年も、去年はコロナの関係もあって中止をさせていただいて、今年もどうしようかなということがあって、お風呂の関係もあるし、そういったことでやったほうがいいかなというのちょっと思ったのですけれども、やはりまだコロナの関係でいくと、この後どうなるかはちょっと分からない部分もあるので、今年も残念ながら中止とさせていただきます。

本当でいけば開いて、お風呂こんな形で、本当に概要ですけれども、こんな形でつくりたいよというようなお話もさせていただきながら、いろいろな意見を頂ければいいかなというように思っておりましたけれども、残念ながらそんなことで、今年についてもふれあい懇談会は中止にしようというように、ついこの間結論を出してところなのですけれども、そんなような状況で、この後いろいろと意見頂く部分でいけば、パブリックコメントみたいなような、どういう形になるかまだちょっとはつきり決めてはいませんが、いずれにしても、先ほどの答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、基本設計が出来上がって、次、実施設計となる段階ですとか、実施設計の予算の段階だとかとなるのかもしれないけれども、そういったところだとか、実際の本工事の工事の予算を、できれば状況によりますけれども、実施設計できる時期だとか、そういったところで工事費がきちんと出るかどうかだとありますけれども、できれば当初予算の中で見れば、そういったところで見れば、そうすれば着工する時期も早くなるということで考えておりますので、そういういろいろ

なところで皆さん方にこういう、今基本設計ではこんな感じになってますよですか、実施設計ではこんな感じで、こんな形でお風呂、入浴施設を造りたいですよとかというようなことは示すことができるのかなというように思っています。そういったところで、いろいろと議員の皆さんからも御意見頂けるかなと。あと、広報なり、さっきも言いましたパブリックコメントなり、そういったところで載せさせていただいて、町民の皆さんから意見を募集するというのもまた一つの方法なのかなというように思っているところであります。

そんな形で、本当は顔を合わせて、顔を突き合わせていろいろとお話できれば一番いいかなと思っておりましたけれども、そういう形でいろいろと意見を頂くような形にしたいなというように思っているところであります。

それから、ちょっと先ほどのお話の中でありました、建設費、全部で合わせると2億8,000万円ぐらいということでお話しさせていただきました。前に民間の会社の方がやってもいいよということでお話いただいた、そういう計画もございました。そのときも補助金としては2億8,000万円なのですけれども、実際に工事費だとかということでいけば、トータルすると約4億円ぐらいのお金がかかるということなのです。そのうち2億8,000万円を補助として町から補助すれば4億円ぐらいの施設を建ててという、そういう話ですので、面積だとかそういったものは、今回小さくなくても2億8,000万円だねといったところはちょっと違うのかなというように思っていますので、そのあたり御理解いただければなというように思っています。

ですから、それともう一つは、2億8,000万円かかるけれども、前回のときの補助で出す分については、町単費で町のお金を使ってやらなければならないといったところを過疎債だとか、そういういろいろな

起債なども活用しながらやれるといった部分で、規模も縮小したし、それから町の財源としても少し町の負担を減らす、そういう形にしていますよというところで、特別委員会から頂いた御報告の趣旨にもなるべく合うような形にしながらということで実施をしたいなと考えているところでありますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番、二川 靖君。

○10番（二川 靖君） 今、町長がおっしゃられた4億2,000万円でしたかがあったということは知ってます。それで、今、多分過疎債を使ったほうが有利だということも多分そういうことだろうというふうに思っています。単費で持ち出すかどうか、そういったものが少なくとも減っていくということであろうかなというふうに思っていますので、そこら辺については、そういうことで受け止めておきたいなというふうに思っていますので、今後何かまた変化等があれば、議会の中で報告をしていただきながら、よりよい温泉施設と、温浴施設というものを造っていききたいなというふうに考えておりますので、今後とも検討をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それと、最後になるのですけれども、いずれにしても、今回新築工事の基本設計業務として委託料の計上が予定されているということで、先ほども述べたように、建築資材の高騰などにより予定額を超えていく可能性も大きいということもありますし、いずれにしても何というのですか、さきの議会の中でも障害者施設の関係でやっぱりいきなり出てきたということもあったので、今回はそれとはまた性格が別なのですけれども、検討を重ねてきていたわけなのですけれども、なかなか町民の方に広める機会が全くないと。全員協議会で話したこと

についても、なかなか町民の方に話すわけにはいかないというか、なかなかね。そういったことで、今回の議会の中で、こういったことで建設を予定しておりますよということで、町民にきちんとやっぱり理解をしていただくということで考えておりますので、今後議論があったことについては、多分今日も先ほどちょっと休憩中に下に下りたら、コーヒーを飲むのでいらした御婦人の方がいらっしゃって、「二川さん、二川さん、今日浴場問題で一般質問するのですね」ということで、やっぱり新聞等を見て、やっぱり昨日の勝毎でしたか、でも一般質問者何々と項目が載っていますので、そういったことでやっぱり下のほうでお聞きになりに来たという方もいらっしゃいますので、やっぱり関心が高い町民も多いのかなというふうに思っておりますので、先ほども言ったように、賛否両論ありますけれども、ぜひ最後に渡辺町長に、大変な事業になるというふうに思っておりますし、建設に向けた町長の強い決意というものを最後にお聞かせ願いながら、私の一般質問を終えたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今回、やっと基本設計の予算を出すことができました。

私の公約の中に、公衆浴場の建設について努力をするということで載せさせていただいておりましたので、何とかできないかなということでもいろいろと検討してきました。一時期コロナの関係もあってちょっと検討の中断の時期もありましたけれども、やはりもう3年、2年半ぐらいたちますので、何とか形としてきちんとやれるというところを見せるような形ができないものかなというふうに思っておりますし、できることであれば、私の任期中にはオープンができるようにやっていきたいなというふうに考えて、この時期に予算を提案させていただきました。

もちろん、温泉のお湯が本当に大丈夫かどうかということもあって、ちょっと遅れた部分はありますけれども、やはり今年のうちには基本設計なり、実施設計なりやって、そして来年度には工事に着手をしたいなというふうに考えています。

この間、いろいろな御意見もございました。それこそ賛否両論、役場の中にもございます。こんなお風呂つくるのだったら、お風呂のない人にお風呂つくる補助金を出してもいいのではないかとか、いろいろな御意見もございました。ただやっぱり今望まれているのは、そういうお風呂のない方のためのお風呂ということもありますけれども、一人でなかなかお風呂に入るのが不安だとか、一人しかいないのでお風呂、毎日沸かすのも大変だとか、掃除も大変だとか、そういう方もいらっしゃいますし、それから町内にやはりそういう公衆浴場がございませんので、何かあったときにお風呂が必要だということがやっぱりこの間何回かございました。例えばネパールのお風呂がちょっと壊れてしまったとか、それはすぐ修理ができたので全然事なきを得たのですけれども、それだとか、お正月の間の例えばむすびれっじ使えないだとかというような話だとか、コロナの関係でなかなか使いづらいだとか、いろいろなことがございました。そういった意味では、やはり町民のための公衆浴場というのはやっぱり必要性というものはあるのかなと。そんなに多くの方が必要ということではないのかもしれませんが、町民の方が使うお風呂というのはやっぱり必要なかなというふうに考えているところであります。

また、あとあわせてこの間も話しさせていただきましたけれども、キャンプ場ですとか、そういったところに来られた方たちも使えるような、そんな形になれば、町外から来られた方でも使えるような形になれば、また一層使っていただける、親しんでいただける、そういうお風呂になるのかな

というように思っているところであります。

そんなことで、いろいろとまた皆さん方にいろいろな御意見頂きながら、お風呂を町民のためのお風呂を建設していきたいなというように考えているところでありますので、今後とも御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、10番二川 靖君の一般質問を終わります。

次に、8番川上修一君。

（8番川上修一君 登壇）

○8番（川上修一君） 議長のお許しを頂きましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

質問事項。

新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響について。

子供にも症状が出やすいデルタ株の影響で、道内の学校では新型コロナウイルスクラスターが発生しています。

十勝管内においても、小中高校の児童生徒や教員の感染が確認され、足寄町の教育関係者の皆さんも対応に苦労されていることと思います。

それに加え、今年の夏は猛暑が続き、校舎内、教室内の気温上昇が著しく過酷なものであったと思います。

そこで、以下の点について質問します。

一つ、学校のコロナ感染予防対策。

二つ、コロナによる授業、行事等（足寄高校のカナダの派遣を含む）への影響と対策。

三つ、学校の暑さ対策。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、藤代教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 教育委員会から、川上議員の「新型コロナウイルス感染症による学校教育の影響について」の一般質問にお答えします。

1点目の学校のコロナ感染予防対策についてですが、文部科学省から発出されている学校衛生管理マニュアルに基づき、地域の感染状況に合わせた対策を図っております。

具体的には、登校時に検温結果や健康状態を把握するほか、3密の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するなど、「感染源を断つこと」「感染経路を断つこと」「抵抗力を高めること」の3点を踏まえ、感染対策を行っております。

2点目のコロナによる授業、行事等への影響と対策についても、前述の学校衛生管理マニュアルに基づき教育活動を実施しております。なお、緊急事態宣言下にある現在は、水泳授業のほか、町外から講師を招いて行う授業や参観日などは感染リスクが高いことから、実施を見合わせています。

また、部活動は、全道や全国大会につながる部活動に限り行うこととしており、北海道教育委員会の通知を基に、十勝管内で統一した対応としております。

緊急事態宣言期間中に修学旅行の実施を予定していた学校については、旅行先の変更と実施時期の延期を行っております。なお、延期に伴うキャンセル料は保護者の経済的負担を軽減するため、公費で負担したいと考えており、関連予算を本定例会に提案しております。

これまで度重なる緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の発出により、運動会や修学旅行などの行事は実施方法の変更や延期等の影響を受けておりますが、授業時数や学習内容についての遅れは現在のところありません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続で中止となりました足寄高校生海外研修派遣事業については、現在、代替となる交流事業として、足寄高校や本町の観光名所など英語で紹介するポスターや動画を作成しております。完成した

際には、ウエタスキウイン市の高校生や市民の皆さんに見てもらい、意見や感想を頂くこととしております。

3点目の学校の暑さ対策についてですが、暑さを和らげるため、全ての学校に扇風機やサーキュレーターを配置しているほか、換気と通風のため、教室や廊下などに網戸を設置しております。また、エアコンについては、足寄小学校で保健室やコンピューター室など4か所、足寄中学校で保健室や音楽室など9か所設置しております。

今後においても、各学校の要望を酌みながら、近年の猛暑に応じた児童生徒の健康管理や教育環境の充実を図っていきたくと考えております。

今後とも学校や関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、川上議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） それでは、大きな1番の学校のコロナの感染予防対策の関係で再質問をさせていただきます。

私の孫も小学校でお世話になっているものですから、毎朝登校前に温度計で体温をはかって、何か紙に何度ですよというようなを書いて行っているみたいです。

そして、そのことは答弁の中で触れておりますし、また、あとは3密の回避とかマスクの着用、手洗いというのは本当に基本的な部分ですよ。

私が再質問させていただきたいのは、教職員の方のワクチンの接種はどのぐらい進んでいるかという点をまずお聞きしたいなと思います。なぜかといいますと、やっぱり感染経路を少なくするという点では、先ほど高橋健一議員や田利議員も質問されておりましたけれども、ワクチンの接種が

大事なかなと思いますので、今の教職員の接種率の関係、答弁をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

学校における感染拡大の防止、クラスターの発生防止のためにワクチン接種というのは非常に重要だというふうに認識しておりますので、教育長に対しまして教職員のワクチン接種については働きかけを指示しているところです。

細かいところは個人情報にもつながりますので、大まかな形で報告させていただきたいのですが、現在の状況については、ワクチンを1回接種した、2回接種した、あと予約済みの教職員は87%ということになっております。

また、もちろん強制ではありませんし、既往症等の事情により接種できない教職員おりますけれども、残る教職員に対しても引き続き接種の働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） 高い接種率で安心をしているところでございます。

関連で、町外から通っている先生も何人かおられると思うのですがけれども、そういった方の接種状況もし分かれば、基本的には住民票のあるところで接種されると思うのですがけれども、その辺を分かればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

教職員の方、通勤されている足寄町外の方、かなりの人数がいらっしゃいます。そういった方については、地元の在籍、住民票を置いている町村でワクチンを打っていただいているのですがけれども、十勝管内でも接種が遅れている地域はやっぱりござい

ます。足寄町は進んでいるほうだと思うのですが、なかなか自分の順番が回ってこなくて打てないのだと、でもワクチン接種したいのだという方に対しては、福祉課と相談しまして、協議しまして、足寄町でも接種できるという対応を取っていただくことになっておりますので、接種している方もいらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） 分かりました。

教職員の接種率も、私が思っていた以上に高いですし、先に質問された生徒さんの接種率も確か77%と、結構高いのだなと安心をしているところでございます。

ワクチンを打ったから100%大丈夫ということにはなかなかないと思うのですが、かなりの予防効果と、それから安心感ですか、そういったものがあると思いますので、今も十分高いのですが、接種率、さらなる啓蒙というのでしょうか、進めていただければと思います。

そして、あと今まで補正予算でコロナ対策ということで、例えば手洗いの自動水栓でしたか、何かなかったですか。ぱっと手を出したら水出るやつですか。それですとか、網戸とか補正予算に提案されたという記憶があるのですが、そういった件というのは子供たちの評判というのはどうなのでしょうかね。その辺は把握されてますか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

確かに国からのコロナ感染予防に関する交付金活用しまして、昨年度、例えばアルコール消毒液が自動で出てくるやつだとか、網戸設置だとか、そういったものを予算執行させていただきました。あと、先ほど川上議員さんおっしゃられた感知式のや

つはたしか小学校はつけてなかったかなと、保育所でないかなと思うのですが、そういった形でも対応させていただいております。

具体的には、子供たちの反応というのはちょっと確認してなくて申し訳ないのですが、けれども、網戸に関してはやっぱり非常に、教職員から非常に好評を得ているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） すみません。ちょっと勘違いした質問してごめんなさい。

それでも網戸は評判がいいということで、よかったなと感じております。

それで、この新型コロナウイルスの感染対策については、もうちょっと実は抗原検査とか自分も考えていたのですが、田利議員が詳しく聞いてくれましたので割愛を、重複しますので私は割愛させていただきます。

それでは、2点目のコロナによる授業、行事等への影響と対策について、再質問をさせていただきます。

ちょっとすみませんね。

授業の関係からまずお伺いをします。

コロナによる授業の遅れはないと今御説明いただいて、その点も安心しているのですが、実は昨日とおととい、新聞にタブレットの活用についての記事が出ていたので、ちょっと気になったものですから注意して読んでみました。それでちょっと紹介といいますか、記事の内容を引用させていただきます。

新型コロナウイルスの感染が広がる中、学習の機会を確保しようと、十勝管内の小中学校でもタブレット端末の活用が進んでいると。上士幌小は各教員の出勤状況が分かるアプリを導入し、児童がテレビ電話で自宅から質問できるようにしたと。ただ、

タブレットの活用方法やリモート授業は各校の判断で手探りで進められているのが実情だと書いてありました。

それで、このタブレットの活用とリモート授業に関して、足寄町はどのように取り組まれているか、また、進んでいらっしゃるかお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

昨年度、文科省のGIGAスクール構想実現のために、全小中学校に通信環境の整備工事、また全児童生徒へのタブレットの配置を完了させております。

タブレットの活用につきましては、本町においては当面の間、校内における使用を中心に考えております。家庭により通信環境の状況が異なるということもありますし、今後は家庭における通信環境の調査結果をしましたので、その結果に基づき課題を明らかにして、どのような対策が必要か考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） 今、教育次長からタブレットは校内でまず練習といいますか、そういった感じかなと私受け止めたのですけれども、リモート関係では各家庭の通信の環境が違うので、そのアンケートもされたということなのですよ。そのアンケートの結果、ちょっと教えていただけないでしょうか。家庭の通信教育の関係で。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 5月だったと思いますけれども、全小中学生の児童生徒に持ち帰って実験、つながるかどうか検査してもらったところ、市街地の小中学校の家庭におきましては約94.5%、僻地については83.9%がWi-Fiなりいろいろなつながり方があると思いますが、モバイル

ルーターだとかあると思いますが、そういった形で対応することは可能でしたという結果となっております。

また、まだ1回目やって、今後は、今光通信の整備をしているということで、そういったことを踏まえまして、今校長会が学校とどういった形が足寄町においていい形なのかというところを今調査研究しているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 実は、この家庭の通信環境について再質問させてもらおうと思っていただけですけれども、タイミングよく教育次長のほうから、そういうアンケート取られたというお話があったので伺いました。

それで、この家庭の通信環境の差によって、実際に先ほど上土幌ですとか、帯広の小学校もリモート授業をされているみたいなのですけれども、やっぱり環境が悪いと映像が途切れたり、消えたりして、担当している先生方は同じ授業をしても理解度に差が出る心配もあるなどというようなことも記事に載っておりました。そういったことを足寄町にはぜひクリアをしてほしいと思うのですね。

それで、今、町では94%、僻地でも89%がリモートでも対応できるということだったので、やっぱり家庭によりましては生活が苦しくて、そういった環境を整備したくてもできない家庭もあるのかなと想像するのですよ。そういった家庭に対して、行政がつながるような機械の設置ですか、そういったことを対応するというようなお考えは今のところどうなのでしょう。誰に聞いたらいいのか、ちょっと、教育長さんですか。どうですか、そういった機械を要請するというか、町が支援して、分かりやすく言えば生活保護を受けていらっしゃる世帯ですとか、通信環境を整えたくてもなかなかできない、経済的な

理由でできない家庭もあるのかなと思うので、そういうところに対して支援するお考えはありますか。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えします。

結論的に申しますと、検討していきたいと。諸般の事情が刻々と動いていますので、実際そういうものを公費で負担しているところもあります。ただ、やっぱり義務教育ですから、担保にしなければならない、例えば公平性だとか、中立性だとか。そういう点でいった場合とか、あるいは実際に目的で使用されるだけならいいのですけれども、実際それが各家庭できちんとコントロールができるかと。目的外で使用されるとか、そういういろいろな課題もありますので、その辺を精査しながら、また今年度光回線も全部つながりますし、その辺の事情なども酌みながら検討はしていきたいなと思っております。

いずれにしても、今こういう社会情勢下ですから、せっかくこういう立派なものそろえても必ず光と影とあるのですけれども、宝の持ち腐れにならないように、いつ何があっても足寄だから、環境が完全に整ってないからとマイナスのことだけではなくして、本来の目的がかなうように、常に、昨日も校長会議、教頭会議やって、私のほうからも言ったのですけれども、何かがあったときにすぐ対応できる、現実にも例えばちょっと休んだ、ある一定期間、理由があって休んだ子に学校からオンラインで配信したりしています。そんなことで、光の部分ですね、最大限活用できるように教育委員会としても、いろいろな形で情報を発信したり環境を整えていきたいと、そんなふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 本当に前向きに検討してくださるということで、理解もする

し、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

そして、私も実は教育長から今答弁なければ、子供がタブレットを家に持ち帰った場合に、本当に勉強だけに使うのかと、私用に遊びに使ってしまうおそれもあるとか、そういった心配はどうするのですかとお聞きしようと思ったのですけれども、御答弁いただきましたので、その辺も省略をさせていただきたいと思います。

ただ、このコロナ、早く収束すればいいのですけれども、いつになるか見通しがつかない。また、いつ爆発するか分からない。そういうときに、リモートで学習できるように、教育長おっしゃられたように、今から環境を整えていっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次は、行事の関係で質問をさせていただきます。

実は、いろいろな行事がコロナのせいで中止や延期になっております。道の駅でも足寄高校の女子弓道部ですか、せっかく国体出場決まったのですけれども、残念ながら行けなくなったと。一生懸命頑張られたのに、当事者の生徒さんはつらく悲しい思いをされているのではないかなと思うのですね。そして、私がちょっと把握していないのですけれども、このようなケースがきつともっとほかにも足寄の中であるのかなと。そういういろいろな残念なケースの中で特に私が気になるのは、足寄高校のカナダ派遣事業ですね。これが2年続けて中止になったという点は本当に残念だなと思いますし、このカナダの事業というのは足寄高校の特色があって、子供たちにとってもすごい魅力的な事業だと私思っております。

それで、何か代替りの事業を考えていただけないかなと思ったのですけれども、答弁で代わりに足寄高校や本町の観光名所などを英語で紹介するポスターや動画を作成しております云々と代替りの事業を考えて

くださっているみたいなのです。カナダとの交流という観点で見ると、こういった事業も適正なのだろうと思うのですけれども、実際に行けなくなった高校生の気持ちを考えてみたときに、何かもっと、もっとといったらごめんなさい、気分悪くしないでください。何というのだろう、生徒が喜んでくれるような事業というのをちょっと考えてもらえないかなという思いがあるのですよ。

そして、この関係は実は今回の定例会9月7日終わった後、何人かの議員さんとお話をさせてもらったのですけれども、やっぱり皆さん、2年続けてカナダ中止になって、カナダに行けなくなった学年の子供は本当にかわいそうだよなど。そして、何か思い出になるような事業は考えてあげられないかなという、そこまでは皆さん思い一緒なのですけれども、では何をやったら子供たちが喜んでくれるかというのは、実は今話している私も分からないで言っているのですけれども、教育長、この点どうか、今回の代替の事業もいいのですけれども、何か考えられないでしょうかね。何か雲をつかむような質問で申し訳ないのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 御答弁いたします。

御案内のように、このカナダの研修の所期の目的は現地で直接体験をして、いわゆる国際理解教育を養うと、こういうことなのですけれども、続けて2年連続コロナ禍で行けない。行けなくなってしまっている。本当に子供の、議員さんおっしゃるように、気持ちを察すると余りあるものがあるのですけれども、それに代わる間接体験として先ほど答弁したようなこともやっているのですけれども、今後さらに目的に資して何ができるのか、もう少し検討を深めていきたいなど。当然それには相手もあることですから、高校側の時間の保証だとか

指導の時間などもありますし、相手側との折衝もありますから、なかなか例えばいきなりオンライン使って交流しようだとか、オンラインで授業をしようだとか、何かテーマを見つけて互いにインタラクティブというのですかね、そういうことをしようとか、なかなか急にならないのですけれども、取りあえず少し一回内部のほうで、さらなるせめてものそういうことができないか、ちょっと検討して高校側にでも押しはかってみたいなど、そんなふうに考えてますので御理解いただければと思います。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） この関係は本当に何か子供たちの思い出になるような事業をやってくれと教育委員会に丸投げしても、これは本当に無責任な話だと自分も思うので、私も一体何ができるのかなという観点で、ちょっと1週間一生懸命ない知恵を絞って考えてみました。

一例だと思って聞いていただきたいのですけれども、やっぱりコロナ禍の状況ではカナダに行けなくなったからどこか近間のところに行ってこようかとか、そんなことにはやっぱりならないと思いますし、イベントのように人が集まるとい事業もこれ難しいですね。今、足寄町はオンラインの環境整備に力を入れていますし、これから補正予算ですね、学校の無線LAN環境ですとか、総合体育館もそうですよね。そういった環境を整えようとしていますので、これを利用して、今、教育長ちょっとおっしゃったのですけれども、オンラインで有名人と交流すると、とっぴな発想なのですけれども。カナダの事業がだめになったから本当はそれはカナダ関連がいいのだろうけれども、今の高校2年生に関していいますと、実質3年生になったら行くのは時間的に難しいのですよね。だったら、そういう子供たちの気持ちを考えたときに、ちょっとなかなかふだんお話できないよう

な方とテレビ電話で交流会といいますか、もっと具体的な話しますと、これ一例なのですけれども、例えば今年東京オリンピックあったので、そこに出場された十勝出身の選手ですとか、あるいは元日本ハムの池田さんが足寄高校の野球部指導してくれているので、日本ハムの選手でもいいですし、何か生徒が知っている方とオンラインでやりとりをする。例えばオリンピックに出た選手だったら、自分の体験談なりいろいろな話をしていただいて、その後で生徒のほうから試合中はどんなことを考えていたとか、競技をやめようと思ったことはなかったとかというような、そんな質問をしながら交流するという、そういったことを何か考えられないかなと私思っているのです。

それで、確かに教育長おっしゃるように、今までやったこともないですし、予算のこと、相手のこと、そしてもしその事業をやるとなったら、その事業を受け入れる高校側の都合もあると思うのです。いろいろとハードルになる部分はあると思うのですけれども、まずいろいろな難しい要素は一旦ここに置いておいて、横に置いておいて、何か代わりになる子供たちに夢を与えられるように事業というのを、子供たちと一緒に子供の意見を聞きながら考えていってもらえないかなと。

考えた末に残念ながらできないというのなら、これは私も、子供がっかりするかもしれないけれども、一生懸命やろうとして頑張るわけですから、私は価値があるのではないかなと思うのです。

その点は、教育長、どう思われますか。ぜひ、ぜひですね、いきなり高校生に何やりたいかと問いかけても戸惑うと思うので、身近な例一つ二つ考えて、こんなことはどうだいみたいな感じで提案しながら、あなたたちはどんなことをやってほしいと思いますかみたいな問いかけをしてもらおうという、そういうことはどうでしょうか

ね。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

冒頭結論的に言いますと、なかなか難しいなと思うのですよね。ただ、一芸に秀でた人や、あるいはオリンピック選手のような、そういう人たちと交流する機会を持つことについては、その人たちが得意に話す光というのですかね、そういうものを直接、自己実現に向けて挑戦する、そういう姿勢だとか、あるいは考え方だとか、あるいは経験談も含めて経験をじかに触れるということは、子供たちにとっての進路教育や道徳教育という観点からいっても非常に好機といいますか、いい機会だなど、すばらしい機会だなどは思います。

現実的に、それがどのような形で可能なのだろうかと考えたときに、例えば至近な例なのですけれども、今回バドミントンでいったら永原選手、お母さんの実家足寄なのですよね。足寄なのですよ。たまたま私芽室中学校にいたときの生徒で、お母さんがそういう関係だからよくあれしてたのですよね。世界選手権優勝した後もちょっと二人して、実家来たときに私のところにも寄って行ってあれしたのですけれども、そのときも話聞いたら、お母さんいわくほとんど家にいないのですってね。世界を転戦してあるくから。そんなような状況なので、できればそういう人たちが光り輝いて持っている独特のオーラというか、接する力というのですかね、そんなものをじかにこれから社会に出ていく、あるいは高等教育に向かっていく子供たちが触れるということは本当に私もいいと思っているのですが、冒頭言ったようにですね。なかなか現実的となると、一番いいのは足寄に来てもらって講話か何かしてもらって、ざっくばらんに子供たちから何かどうこうやり取りするというのが一番いいのですけれども、今言ったように、なかなか忙しいでしょう

し。これも高校側との問題や、あるいは先方との都合もありますから、できないとここで断言しないで、どういうことならできるのか、これも含めて、できるものとできないものがありますけれども、ちょっと検討の俎上にしたいなと思っておりますので、その辺も含めて、つらいところも含めて御理解いただければなと思っております。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） 理解しました。

ぜひ教育長の情熱、実現に向けて頑張っていたいただきたい。誰かの言葉ではないですけども、希望の明かりが見えるように頑張っていたいただければなと思います。よろしくをお願いします。

それでは、最後の3番目の学校の暑さ対策に関して再質問をさせていただきます。

この関係について、私はできればエアコンを設置していただけないかなという思いで質問するわけですけども、ほかの議員さんもエアコンの設置の件はちょっとほかの補正予算や何かのときでも触れておられましたけれども、建設費用がとても高いのだということで、ちょっと今は難しいのだという答弁があったというのを記憶しております。そこで、もし町内の小中学校にエアコンを全部設置したと仮定したら、その設置費用は幾らぐらいかかるのか。その金額シミュレーションしたものがあれば教えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

昨年度、小中学校にエアコンをつけることができないか検討しまして、工事費についても積算した経過がございます。そのときのおおよその金額にはなりますけれども、設置工事費として約1億1,500万円がかかるのではないかと。そのうち設計費

が約590万円。また、電気工事費が4,800万円かかるのではないかとという積算でございました。

また、設置後も気温や稼働日数にもよりますけれども、電気料金も上がります。また、保守管理料もかかりますので、おおよそですけれども毎年340万円かかるのかなという積算結果でございました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） ごめんなさい。頭悪いので、1億1,500万円の数字だけが残って、その後電気が何だかんだで、それに1億1,500万円にその工事費が足ささるのですか、プラス。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

設置工事費として最初の設置費が1億1,500万円ということで、その中に設計費と電気工事が含まれるということでございます。どうも説明の仕方が悪くて申し訳ございません。設計費が590万円、電気工事費が4,800万円、約2分の1が設計費と電気工事費になろうかという積算でございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） 私こそ頭悪くてすみませんでした。

やっぱりいっぱいかかるのだろうとは思っていたのですけれども、すごい金額ですね。やっぱりランニングコストが毎年340万円ぐらいかかるというのは、これは結構なものかなと思います。

ただ、そうはいつても、実は6月の補正のときにたしか進藤議員がこの関係質問されたかなという記憶をしているのですけれども、その後今年7月からとんでもない長い暑さが来まして、その暑い中子供たちマ

スクして授業をしていたのかなと思うと、これはかなりつらかったのではないのかなという思いがあるものですから、今質問をさせてもらっております。

それで、この設置費、もし思い切ってやろうとなった場合、過疎債を使うということは可能なのでしょうか。ちょっとお伺いをします。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

昨年度積算したときは過疎債は充当できないという見解でございましたが、過疎債につきましては毎年度見直しということがありますので、将来的にはつくこともあるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） 将来的には可能なのではないかなという答弁だったのですけれども、今はまだ難しいということなのですね。

それでしたら、今度はちょっと財政の問題ですから、町長にお答えを頂きたいのですけれども、この後、先ほど二川議員も質問されましたけれども、公衆浴場、町営の温泉、私も実は早期に建ててもらえたらと思っているのですけれども、もしそれが可決されれば温泉もありますし、特老ですか大きな金額の建設物が控えていますよね。そういう中で、この1億1,500万円かかるエアコンを設置するとなったら、財政的な問題があると思うので、何年後ぐらいになったら無理なくできるかなというのがあれば、ちょっとお答えを頂きたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） なかなか見込みは非常に難しいなというように思っているのですけれども、いつぐらいになったらできるのかというのはですね。この後まだまだ

総合計画などでもお風呂の話もございましたけれども、まだまだ大きな施設だとかというものがあまして、例えば特別養護老人ホームがあつたりだとかということで大きな工事がまだまだございます。

それから、学校の施設についても大規模改修何とか大嘗地まで全部終わったのですけれども、まだこの後、屋根壁塗装だとか、そういったこともやらなければならないということのようでありまして、まだ大規模改修終わったから大分これでしばらく校舎はいいのかなと思ったのですけれども、まだしばらくそういう修繕といいますか、長寿命化といいますか、そういう事業が続くということでもあります。

そういうことであって、なかなかエアコンというところまではなかなかまだいつ頃になったら行けるのかというところはまだまだちょっと分からないところでありますけれども、コロナの対策の臨時交付金だとか、そういったときの議論では、エアコンに対する何か補助金も国交省の補助金もあるというようなことも聞いておまして、ただ、まだまだ全体的にエアコンが設置されているというのは北海道でいけばまだまだ少ないほうであります。やっぱり暑いところから、岐阜だとか本州のほうでもまだまだ暑いところがあって、そういったところが先にやっぱり補助の採択がされていくのだろうというように思っていますので、一定そういう本州だとかの暑いところのエアコンの整備率が高くなってきて、北海道でも整備率が高くなってきてというような状況にならないと、なかなか補助金もこういうところまで来ないのかなというようになるところであります。

そんなようなこともあって、いろいろと補助金だとか、それから先ほどお話あった過疎債だとか、いろいろな財源なども検討しながら、あと町の中のいろいろな公共施設とかの整備、そういったものも勘案しながら進めていきたいなというように思っ

おります。

ちょっと残念ながら今の段階でいつ頃エアコン設置できますよというお返事ができなくて申し訳ありませんが、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） ない袖は振れないからしようがないですよ。学校の屋根壁の修繕など私今初めてお聞きしたので、エアコンは三、四年待ったらできるのかななどという思いで一般質問させてもらったのですけれども、なかなか見通しが今の段階ではつけてあげたいけれども、立てられないのだということなのですよ。

それであれば、今年は特に暑い日が続いたのだらうと、毎年こんなことでは困るのですけれども、そうはいっても、最近の地球温暖化の関係でこの後も暑い日があるのではないかなと想像されるわけです。それで、今、足寄小学校では教室に2台扇風機置いて授業をされているみたいなのですけれども、真ん中の席にいますと2台ではやっぱり風が来ないらしいのですよ。エアコンがつくまでの間、扇風機を増やすとか、あるいは冷風機などという機械もあるのでしょうか。そういった機械で何とか、これはもうできれば来年度からちょっと予算見ただいて対策を講じていただきたいと思うのですけれども、その点、教育長、どうでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えしたいと思います。

何といたっても教育委員会が学校への最優先というのは、安全・安心な教育環境の整備というか保障ということなのですが、御案内のように近年予想にしない35度以上の日が続く、ましてや日本一しばれる町の足寄というのが日本一暖かい、本当かと、私が務めてからそんなになるなんて夢にも

思わなかったけれども、そういう状況が続いて、子供たちにとって非常に教育環境としてそういう日があるときには非常に厳しいものがあるなど。そういう意味で、さらなる暑さ対策の必要性というのは私も本当に痛感しております。ただ、問題は、それなりに暑さ対策もしてきたのですけれども、多分想像すると、そんな35度以上のとき扇風機2台だけで教室にあっても、本当に大した効果的ではないですよ。それで勢いエアコンとなるのですけれども、これはやっぱり今も町長言ったように優先順位がありますし、財政面の問題もありますから、私個人としてはやっぱり今回も教頭会議や校長会議を通して、また学校の要望を聞いたのですけれども、学校の実態、要望を踏まえて、そして大枠ですね、やっぱり専門家など言うところによると、今10万年だか1万年単位だか分からないのですけれども、氷河期に向かっているそうなのですけれども、実際は過去10年間、あるいは向こう10年間、予想される稼働日数ですよ、ある程度の基準根拠とする。さらには長期休業、俗に言う子供たちにとっての夏休み、冬休みというのはこれ規則で50日間になっているのですよ。ただし、このうち10日間は校長裁量で自由にでいいのですよ。だから、例えば本州は冬休みは30何日あって夏休みは1週間くらいだとかと。現実に私足寄中学校の校長やっているときに、それを夏28日、冬22日にしました。そういう、例えばそういう長期休業の弾力的対応だとか何かも含めながら検討していきたい。と同時に、さらなる少しでも効果になる大体の暑さ対策についての、具体的には今議員おっしゃいました通風機でない、冷風機というのですか、冷風機だとかサーキュレーターだとか、もう少し容量のいい扇風機、これにもいろいろあるらしいようですから、今、先に実施している学校などからも情報を得まして、そして少しでも子供たちの効果的な暑さ対策になる

ように、予算の面もありますけれども、教育委員会としてもそれも含めて一定の方向性を出して、理事者とも詰めていきたいなと思っています。

ちなみに、昨日の校長会でちょっとそれもんでくれと言っていたのは、今、足寄小中にはあれついていますからね、エアコンが。螺湾小学校にも保育所のほうについているのですよ、2つの園に。ついていないのが大誉地小と芽登小なのです。それで、校長の要望としては芽登小と大誉地小の保健室にできるだけ早くお願いしたい。これは命に関わるような健康安全上からでもですね。そんな要望が出ております。

その辺の諸般の事情も御賢察いただいて、御理解いただければなと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） 事情は分かりました。ぜひ前向きに、本当に前向きに現場の声を聞きながら、暑さ対策講じていただきたいなど。それと、エアコンの関係も頭に置いておいていただいて、有利な対応をする補助金とかあったときには再考いただければなと思いますので、重ねてよろしくお願いを申し上げます。

最後なのですけれども、今回の一般質問で学校に関して質問をさせていただいたのですけれども、教育に関しては保育所ですか、学童ですか、例えば給食センターとか、スクールバスの運転者さんとか、たくさんの方が神経使いながら教育に関わってくれていると思うのですよ。そうした方たちに対する思いです。教育に関わる皆さんに対する思いを、町長と教育長とお二方から思いを聞かせていただいて、私の一般質問を終わりとさせていただきたいと思います。よろしくお願います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） なかなか難しい、いきなり一番最後に難しい質問を頂いたかなと思っています。

これまでもこれからでもですけども、それぞれ子供さんたちに関わるお仕事していただいている方々たくさんいらっしゃいます。当然今お話あったように、保育所ですか、学童ですか、それからスクールバスの運転手さんとか、給食センターとか、いろいろな形で子供さんたちの教育なり、それから福祉なりといった部分に関わりを頂いている方たちがたくさんいらっしゃいます。学校の先生方も当然そうですけれども。

やはり足寄町の未来を担っていただく宝と言ってもいい子供さんたちを育てていくという部分でこれからも引き続き、今コロナで大変な状況でもありますがけれども、いろいろと神経を使うこともいっぱいあるでしょうし大変な状況でありますけれども、引き続き足寄町の子供たちをぜひ温かく見ていただきながら、心豊かな、そういう子供たちに育てていただきたいなど、見守っていただきたいなど感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 今、町長が言ったことに私も尽きると思うのですけれども、教育委員会ですから、教育ということであると、やっぱりこれは機会を捉まえて学校の教育の中に位置づけをして、昔から職業に貴賤はないなどという言葉もありますけれども、本当に様々な人に支えて成り立っているのだと。くくりでいったら感謝の念でもいいだろうし、社会の成り立ちでもいいだろうし、そういう教育というフィールドから学校の教育の中で指導していただくと、それに尽きるのかなと思っていますし、我々も教育委員会としても忘れられがちなそういうことに少しでも目を向けるような、そういうような姿

勢は持ち続けたいなど、そんなふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 8番、川上修一君。

○8番（川上修一君） どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、8番川上修一君の一般質問を終えます。

まだ時間はあるのですが、これから議員の日程もありますので、熊澤議員の一般質問は明日に延ばしたいと思えます。よろしいですね。

それでは、皆さん方にお諮りをいたします。

本日は、これで延会をしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎ 延会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日はこれで延会をいたします。

次回の会議は、9月17日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時34分 延会

令和3年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員